

平成 19 年度

動物の遺棄・虐待事例等調査業務報告書

平成 19 年度 動物の遺棄・虐待事例等調査業務報告書

目 次

I はじめに	3
II 判例の一覧	4
① 違反件数	4
② 判例の一覧表	5
III 馬の虐待(衰弱)事例・判決文(抜粋)	15
IV 英国における動物虐待判例	17
V 参考	29
(1) 動物虐待とは	30
(2) 飼育指導が必要な事例	31
(3) ボディコンディションスコア	32
馬-ボディコンディションスコアによる栄養状態の評価	32
犬-タフツ・アニマル・ケア&コンディション尺度(TACC)	36
ボディコンディションスコア(BCS)の基準(犬)	41
ボディコンディションスコア(BCS)の基準(猫)	41
(4) 動物福祉とは	42
(5) RSPCA 福祉評価表	43
(6) 英国の動物福祉法2006(抜粋)	44

I はじめに

近年、家庭や学校で飼われる動物の数や種類が増加しており、それにともなつて動物取扱業で取り扱われる動物も増加しています。多くの人々はそれぞれの動物の快適環境、心身の健康に配慮し、適正に飼養していると思われませんが、残念ながら、残虐に殺傷したり、必要な世話もせず放置したり、遺棄したりという動物虐待事件が、毎年のように発生していることも現状です。

これらの現状を踏まえ、生命尊重・動物福祉の普及啓発、飼育環境・健康管理の改善指導等を通してこれらの動物虐待を未然に防ぎ、真に人と動物が共に暮らせる社会を目指すことが、動物愛護管理行政の課題となっております。

「動物の愛護及び管理に関する法律」第44条において愛護動物をみだりに殺傷した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、愛護動物に対しみだりに給餌・給水をやめ衰弱させる等の虐待を行った者は50万円以下の罰金、愛護動物を遺棄した者は50万円以下の罰金となっております。

虐待・遺棄が発生した場合は、マスコミにも取り上げられて、社会的な話題となることもあります。これらの動物虐待・遺棄を防止するための普及啓発、指導は動物愛護管理行政の重要課題であるといえます。

本書は、虐待・遺棄と判断された判例を収集・調査・分析し、例示するとともに、海外における虐待の判例を例示しています。動物の虐待・遺棄を防止するための普及啓発等の資料として活用していただくことを目的としています。

Ⅱ 判例の一覧

①動物愛護管理法の違反件数等

(単位：人員)

年 別	通常受理	起 訴	不 起 訴
昭和 49年	13	8	4
50年	6	4	1
51年	6	4	9
52年	9	3	4
53年	5	4	3
54年	6	3	3
55年	4	2	1
56年	10	5	1
57年	5	2	5
58年	6	3	1
59年	6	3	3
60年	3	2	2
61年	5	3	0
62年	5	2	4
63年	3	0	3
平成 元年	7	3	3
2年	3	2	2
3年	7	4	1
4年	11	4	0
5年	9	4	4
6年	11	2	9
7年	2	3	1
8年	12	1	11
9年	12	5	7
10年	8	4	4
11年	3	0	3
12年	14	4	11
13年	18	7	10
14年	39	18	22
15年	12	3	9
16年	27	8	21
17年	47	15	27
18年	48	12	35

出典：検察統計年報

注) 起訴件数は不起訴が翌年に繰り越される場合もある。

②判例の一覧

年	起訴件数	資料件数	種類	事件発生日	被告人		起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
					性別	年齢					
昭和49	8	6	虐待			男	41			被告人は、飼養中の保護動物である犬を、長さ50cmの鉄棒を振り上げて追いつき、或は殴打して虐待したものである。	罰金5千円
						男	59			被疑者は、正当な理由がなく、長男夫婦が飼育保護中であった雌仔ねこ(5か月位)1匹の首を中華包丁で加傷し、また締めめるなどして虐待し、殺したものである。	罰金4千円
						男	52			被告人は、隣家の飼いねこが台所を荒らすなどを心よく思わず、ねこを捕獲する木製の木わなを作り、自宅炊事場に仕掛け、ねこを捕獲し、自宅風呂に水を満水し、これを箱わなと共に沈め窒息死させ、もって保護動物を虐待したものである。	
						男	66			被告人は、〇〇方宅内を通りかかった際、同人及びその家族が、檻を用意して鎖で係留して、適正な飼養、愛護していた土佐犬(雌2才)が吠えたのに憤慨し、所持していたスコップで数回殴りつけて虐待したものである。	
									被告人は、 1. Cと共謀の上、次のとおり7回にわたり市内にわたり市内において犬21頭の各頭部を丸太木で殴り更に包丁でその頸動脈を切断し、放血させ殺し、もって保護動物を虐待。 番号 犯行日時 対象頭数 1 昭和49年6月初めころ 4頭 2 同年6月20日ころ 2頭 3 同年7月6日ころ 2頭 4 同年7月20日ころ 3頭 5 同年8月3日ころ 2頭 6 同年8月20日ころ 4頭 7 同年9月3日ころ 4頭 合計 21頭	罰金10万円 注：食品衛生法を適用	
			虐待			男	43			岡山県知事の許可を受けないで次ぎのとおり9回にわたりD方外2か所において同人外2名に対し、犬の肉を食用として販売し、もって食肉販売業を営んだ。 番号 年月日 場所 相手方 数量 価格 1 49.6.初 D方 D2頭分の犬肉 6,000円 2 " " E方 E1頭分の " 2,000円 3 " " F方 F " " 2,000円 4 49.7.6ころ D方 D " " 4,000円 5 49.7.20 E方 E " " 2,000円 6 " " D方 D " " 3,000円 7 49.8.20 F方 F " " 2,000円 8 " " E方 E " " 2,000円 9 " " D方 D 2頭分の " 8,000円	
			虐待			男	30			被告人は、Gと共謀の上、上記1のとおり、7回にわたり市内の空地において犬21頭の各頭部を楸の丸太棒で殴り更に包丁でその頸動脈を切断し、放血させて殺し、もって保護動物を虐待したものである。	

年	起訴件数	資料件数	種類	事件発生年月日	被告人		起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰	
					性別	年齢						
昭和50	4	3	遺棄		56	男				被告人は、畜舎において飼養中のやぎに、多忙にとりまぎれて適正な給餌を行わず、10頭を餓死せしめ、もって保護動物を遺棄したものである。	罰金8千円	
					43	女				被告人は、○○路上に、自宅において家族所有名義で飼育していた保護動物である生後約6か月の秋田犬2頭（雄、雌各1頭）を各遺棄したものである。	罰金1万円	
					41	男				被告人は、保護動物である雄犬1頭を海中に投棄し、もって遺棄したものである。	罰金5千円	
昭和51	4	0										
昭和52	3	1	虐待	S52.9.1	48	男	S52.9.9	S52.10.1	佐久簡易裁判所	被告人は、昭和52年9月1日午後9時ころ、佐久市大字A B番地の自宅の庭に「トラハサミ」を仕かけてねこ1頭を捕獲し、これを死に至らしめる目的で同日から同月4日午後6時半ころまで「トラハサミ」にかけたまま同市A C番地の畑に係留放置し、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金1万円	
昭和53	4	0										
昭和54	3	0										
昭和55	2	2	虐待	S55.8.8	55	男	S55.9.1	S55.9.19	子 八 王 簡 易 裁 判 所	被告人は、昭和55年8月8日午前0時20分ころ、東京都八王子市A町B番地都営C団地D号棟E号F方及び被告人方前路上において、右F飼育にかかる雑種雄犬の首を右手で押さえ、左手に所携の板切れで同犬の頭部付近を数回殴打し、さらに同犬の尻尾を掴んで路面に叩きつけるなどして撲殺し、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金3万円	
				S55.7.30	22	女	(S55)	S55.12.15	堺簡易裁判所	被告人は、昭和55年7月30日ころ、大阪市A区B町C番地D公園内西側植込みににおいて、同年5月ころから被告人が飼育していたアライグマ1匹を箱詰めにして放棄して立ち去り、もって保護動物を遺棄したものである。	略式命令 罰金1万円	
				S56.6.20	38		(S56)	S56.8.15	出雲簡易裁判所	被告人は、昭和56年6月20日の午前6時30分ころ、出雲市内のA病院北方約500メートルのB川堤防道路上において、自己が飼養していた犬1匹を自動車で運搬して捨て、もって保護動物を遺棄したものである。	略式命令 罰金1万円	
昭和56	3	3	衰弱	S55.7.ころから S55.12.13ころまでの間	52	男	S56.10.29	S56.11.24	大阪簡易裁判所 人吉簡易裁判所	被告人は、昭和55年5月3日ころ、大阪府高槻市A町B番地付近のC川河川敷において、それまで自己が占有していた保護動物である「カニクイザル」1匹を鉄製おりに入れたまま放置し、もって保護動物を遺棄したものである。 被告人は、移動動物園を経営していたものであるが、動物飼育係従業員Aと共謀のうえ 第1 昭和55年7月ころから飼育中のライオン（雄、7歳位）を、縦1.82メートル、横0.9メートル、高さ1メートルの狭い檻内にとじこめた状態で、かつ、充分な給餌をしないで飼育したため、同年12月13日ころ、岡山県高梁市A町B C番地の空き地において、栄養失調、運動不足等によって衰弱死するに至らしめ、もって保護動物を虐待し（動物の保護及び管理に関する法律違反） 第2 法定の除外理由がないのに、昭和55年11月7日午前11時ころ、死亡したへい獣であるヤギ1頭をへい獣取扱場以外の場所である岡山県真庭郡D町大字E F番地の畑地に埋没したものである。（へい獣処理場等に関する法律違反）	略式命令 罰金3万円	

年	起訴件数	資料件数	種類	事件発生日	被告人		起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
					性別	年齢					
昭和57	2	2	虐待	S56.12.23	男	32	S57.2.19	S57.2.26	広島簡易裁判所	被告人は、昭和56年12月23日午後2時から、広島市A区B町C番D公園内道路において、えさを求めて道路上に集まっているいえぼとの群れを認めたが、自己の運転するゴミ収集用自動車を右いえぼとの群れの中に進入させれば右いえぼとを轢過することになりながら、敢えて同車を右いえぼとの群れの中に進入させ、右いえぼと6.5羽を同車で轢過して死亡せしめ、もって保護動物であるいえぼとを虐待したものである。	略式命令 罰金3万円
										被告人は、昭和57年1月10日午後11時47分ごろ、京都市A区B町C番地Dビル南側駐車場において、同所に設けられた犬小屋内に新聞紙に火をつけて放り込み、右新聞紙等を燃焼させて同犬小屋に係留されていた犬（コリー種犬）に火傷を負わせ、もって保護動物を虐待したものである。	
昭和58	3	3	遺棄	S58.10.12	男	48	S58.12.6	S58.12.19	札幌簡易裁判所	被告人は、札幌市内において、保護動物であるいえぼとを飼育し貸しっぱしと業を営んでいたが営業不振に陥り、飼育中のいえぼとの処分に窮し遺棄することを企て、昭和58年10月12日午後3時から同日午後4時30分ごろまでの間A郡B町C番地付近空地ほか3か所にいえぼと合計139羽を放置し、もって保護動物であるいえぼとを遺棄したものである。	略式命令 罰金2万円
										被告人は、昭和57年10月初めころの午後8時から、岡山市A区B番地先路上において、自らが飼育していた生後7ヶ月位の犬2頭をその生存に必要な措置を講ずることなく放置して立ち去り、もって保護動物を遺棄したものである。	
昭和59	2	2	虐待	S58.9.5	男	23	S59.5.31	S59.6.7	宇都宮簡易裁判所	被告人は、昭和58年9月5日午後6時30分ごろ、宇都宮市A区C番D号所在医療法人E病院敷地内において、保護動物である犬を角材を使用して撲殺し、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金1万円
										被告人は、昭和58年7月下旬ごろ、生後91日以上の犬で、未登録の雑種牝犬を所有し、浜松市A町B番地喫茶店Cにおいて飼育していたものであるが、30日以内に同犬の所在地を管轄する都道府県知事に市町村長を経て同犬の登録を申請しなかった。	
			遺棄	S58.11.30	男	20	S58.12.27	S59.1.18	浜松簡易裁判所	被告人は、 第1 昭和58年7月下旬ごろ、生後91日以上の犬で、未登録の雑種牝犬を所有し、浜松市A町B番地喫茶店Cにおいて飼育していたものであるが、30日以内に同犬の所在地を管轄する都道府県知事に市町村長を経て同犬の登録を申請しなかった。 第2 前記のとおり、同年7月下旬ごろから、過去6ヶ月以内に狂犬病の予防注射を受けたかどうか明らかでない雑種雌犬1頭を所有し右喫茶店Cにおいて飼育管理していたのに30日以内に狂犬病の予防注射を受けさせなかった。 第3 同年11月30日午後2時30分ごろ、同市D町E番地F川堤防付近において、自己所有の前記雑種牝犬を捨て、もって保護動物を遺棄したものである。 罪名 第1、第2 狂犬病予防法違反 第3 動物の保護及び管理に関する法律違反	略式命令 罰金2万円

年	起訴件数	資料件数	種類	事件発生日	被告人		起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
					性別	年齢					
昭和59	2	2	虐待	S59.5.19 S59.5.20	男	54	S59.6.27	S59.6.29	三島簡易裁判所	被告人は、昭和59年5月19日午後8時ころ、田方郡A町B番地先のC造成地内路上に劇毒物である殺虫剤「ランネット」を混入したカステラを配置して仕掛け、翌20日午前7時30分ころ、これを食用したD所有の飼い犬雑種1頭を死亡させ、もって保護動物である犬を虐待し、第2 同日20日午後7時30分ころ、同町E番地の空き地に係留中のF所有の飼い犬雑種1頭に劇毒物である前記殺虫剤「ランネット」を混入したピスケットを投げ与えて食用させ、同月午後8時ころ、死亡させて、もって保護動物である犬を虐待したものである。	略式命令 罰金3万円
昭和60	1	1	虐待	S59.12.21	男		S60.5.15	S60.5.20	札幌簡易裁判所	被告人は、昭和59年12月21日午後5時52分ころ、札幌市A区B番地CビルD号室E方居室において、保護動物である飼い犬愛称F（メス・当時4歳）に対し、その身体を抱き上げて、床に投げつけるなどし、よって同犬に入院加療45日間を要する第13胸椎圧迫による後軀麻痺の傷害を負わせ、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金2万円
			虐待		男		S61.4.23	S61.4.30	長野簡易裁判所	被告人は、昭和61年3月19日午後8時20分ころ、長野市Aの被告人方居室において、その所有し飼養する犬に対し、同犬がほえたててやまないことに憤慨し、日本刀で室内にけい留されている同犬の頭部を突き刺し、逃げ回る同犬の頭部を押しさえて同刀でその腹胸部を切りつけて同犬を殺し、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金2万円
昭和61	3	3	虐待		男		S61.6.23	S61.6.23	小田原簡易裁判所	被告人は、昭和61年6月20日午前8時50分ころ、小田原市A番地先路上において、雑種黒白牡犬（名称C・2歳）に対し、所携の鉄棒（長さ約0.8メートル）でその頭部などを6・7回位殴打する等して全治約1週間を要する頭部打撲等の傷害を負わせ、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金2万円
			虐待		男		S61.11.29	S61.12.5	会津若松簡易裁判所	被告人は、法定の除外自由がないのに、昭和61年10月6日午後2時30分ころ、福島県大沼郡A町B番地D宅において、保護動物である同人所有の犬を棒で殴打などし、虐待したものである。	略式命令 罰金1万円
			虐待		男		S62.5.14	S62.5.22	長野簡易裁判所	被告人は、昭和62年2月午後3時45分ころ、長野市A番地C方庭先において、同人が飼育している犬（愛称D、雑種犬、雄、生後約3か月）の背部等を木片で数回殴打するなどし、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金2万円
昭和62	2	2	衰弱	S62.10.30	男		S62.11.6	S62.11.6	長野簡易裁判所	被告人は、繁殖用牛1頭、肉牛2頭を飼育していたものであるが、昭和62年2月3日ころから同月10日ころまでの間、秋田県鹿角郡A町B番地所在の畜舎において、右牛3頭に餌も飲み水も与えずにこれを放置し、もって、保護動物である牛を虐待し、餓死させたものである。	略式命令 罰金2万円
昭和63	0	0									

年	起訴件数	資料件数	種類	事件発生日	被告人		起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
					性別	年齢					
平成元	3	2	虐待	S63. 10. 上旬～H元4. 中旬	男		H元.10.24	H元.10.27	川崎簡易裁判所	被告人は、 第1 昭和63年10月上旬ころ、川崎市A区B1.548番地の自宅敷地内において、トラバサミを仕掛けて、近隣のA方に餌付いた猫「クロ」(雄)を捕獲したうえ、その左前肢脚首を植木鉢で切断し 第2 前同月上旬ころ、前同所において、前同様の方法で、前同様の猫「おしんこ」(雄)を捕獲したうえ、その右前肢前腕部を植木鉢で切断し 第3 平成元年3月19日ころ、前同所において、前同様の方法で、近隣のB所有の飼猫「チャオ」(雄、4歳)を捕獲したうえ、その左肢上腕部を植木鉢で切断し 第4 同月26日ころ、前同所において、前同様の方法で、近隣のC所有の飼猫「チャコ」(雄、7歳)を捕獲したうえ、その左後肢足首を植木鉢で切断し 第5 同年4月上旬ころ、前同所において、前同様の方法で、前記Aに餌付いた猫「チビ」(雄)を捕獲したうえ、その左後肢足首を植木鉢で切断し 第6 同月中旬ころ、前同所において、前同様の方法で、近隣のD方に餌付いた猫「チビ」(雄)を捕獲したうえ、その右後肢脚首を植木鉢で切断し、それぞれ保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金5万円
平成2	2	0									
平成3	4	0									
平成4	4	0									
平成5	2	2	虐待、遺棄	H 5.8. 上旬～H5.9.13頃	男		H元.11.9	H元.11.9	福岡簡易裁判所	被告人は、平成元年10月22日午前11時30分ころ、福岡市A区B丁目C店裏空地において、Dが飼育していた雑種犬(生後約3か月)の首輪をつかんで同犬を地面に投げつけ、翌23日午前11時30分ころ、同市E区F丁目G獣医科において、同犬を胸腔・肺内出血により窒息死させ、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金3万円
平成5	2	2	虐待、遺棄	H 5.8. 上旬～H5.9.13頃			H5.12.20	H5.12.20	鳥取簡易裁判所	被告人は鳥取県東伯郡Aにおいて、養鶏業を営んでいたものであるが、平成5年8月上旬ころから同年9月13日ころまでの間、同所において、飼育中の鶏約7,500羽に対し、必要な餌及び水を与えずに放置し、うち約7,500羽を死に至らしめ、もって保護動物を虐待・遺棄したものである。	略式命令 罰金2万円
平成5	2	2	虐待	H5.1月初ころ～同月26頃			H5.2.12	H5.2.12	鳥取簡易裁判所	被告人は鳥取県東伯郡Aにおいて、養鶏業を営んでいたものであるが、平成5年1月上旬ころから同月26日までの間、同所において、飼育中の鶏約1万9,300羽に必要な餌を与えずし、うち約1万7,300羽を死に至らしめ、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金3万円
平成6	1	1	虐待				H6.7.6	H6.12.9	八王子簡易裁判所	平成6年4月15日ころ、東京都清瀬市内の被告人方において、ねこの顔面等をスリッパで殴打し、同ねこに下顎骨折及び欠損の損傷を負わせ、もって、保護動物を虐待した。	略式命令 罰金2万円
平成7	2	1	遺棄	H7.7.27			H7.9.25	H7.9.26	飯山簡易裁判所	被告人は、平成7年7月27日午前5時30分ころ、長野県飯山市A町B番地C店倉庫前ダンボン屑集積所において、自己が飼育していた保護動物である猫(生後約2か月の子猫)7匹をダンボール箱に入れて遺棄したものである。	略式命令 罰金1万円
平成8	0	0									

年	起訴件数	資料件数	種類	事件発生日月	被告人		起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
					性別	年齢					
平成9年	1	1	虐待	H9.6.16			H9.9.12	H9.9.17	佐世保簡易裁判所	被告人は、平成9年6月16日午後9時ころ、長崎県東彼杵郡A町B番地の被告人方前路上において、Cが飼育していた犬の頭部を所持の鉄パイプ（長さ約150センチメートル、直径約3センチメートル）で数回殴打して殺害し、もって、保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金3万円
			虐待	H10.12.26		52	H10.7.7	H10.7.15	神戸簡易裁判所	被告人は、 第1 平成9年12月○○○○ 第2 平成9年12月26日午後10時30分ころ、前期喫茶店○○前路上において、被告人が飼育管理する雑種犬（雌、約3歳）を同所の電柱に繋ぎ、同犬に灯油を振りかけて所持のライターで火をつけてその体を焼き、もって、保護動物である飼い犬をみだりに傷つけて虐待したものである。	略式命令 罰金13万円
平成10	3	3	虐待	H10.5.26		男	H10.8.6	H10.8.7	半田簡易裁判所	被告人は、平成10年5月26日午後4時ころ、愛知県東海市A町B番地C住宅D棟南側空地において、ねこ1匹の頭部を物干し竿で2回殴打して撲殺し、もって、保護動物をみだりに殺して虐待したものである。	略式命令 罰金1万5千元
			衰弱	H10.9.12 ころから同 月16日ま での間		29	H10.12.28	H11.1.7	旭川簡易裁判所	被告人は、旭川市A番地の番犬係留場において、Bほか3頭の犬を所有し飼育するものであるが、保護動物である右4頭の犬に対し、平成10年9月12日ころから同月16日までの間、給餌を行わず、犬を虐待したものである。	略式命令 罰金3万円
平成11	0	0									
			虐待	H10.1.31 から同年 2.2		男	H12.4.20	H12.4.24	大阪池田簡易裁判所	被告人は、平成10年1月31日ころから同年2月2日ころまでの間○の被告人宅の敷地内において、数回にわたって、柴犬の首輪に鎖をつないで、物干し竿の支柱又は庭木に串づりした上、その頭部及び身体に熱湯を浴びせて熱傷を負わせるなどし、もって、保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金3万円
			虐待	H11.10.31		男	H12.7.3	H12.7.3	大阪簡易裁判所	被告人は、平成11年10月31日午後3時45分ころ、○○の自宅から、隣家の屋根上にいた○○飼育にかかる猫に向けエアークンを発射し、弾を同猫の左目に命中させて失明させ、もって、保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金3万円
平成12	5	5	虐待	H12.6.9			H12.8.31	H12.9.6	鎌倉簡易裁判所	被告人は、平成12年6月9日午後6時ころ、○○ハイツ1号棟5階502号室被告人方居室ベランダにおいて○○飼いねこの腹部を両手で抱えた上、同ベランダから○○ハイツ1号棟東側地上に落下させ殺し、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金3万円
			虐待	H12.3.14		男				被告人は、平成6年ころから、犬の繁殖及び販売業を営み始め、同10年初めころから、大宮市A B番地において多数頭の犬を所有し、飼育していたものであるが、 第一 (略) 第二 同12年3月14日ころ、多数頭の犬の死がいや排泄物などが散乱するなど不衛生な環境にあった前記場所において、同人所有にかかる犬13頭に対し、飼育に必要な飲食物を与えず、また病気に患しているかもしれないことを認識しながら、あえて治療行為等の適切な措置も施さず、漫然と放置して、病気に患させるなどし、もって保護動物を虐待した。	略式命令 罰金20万円

年	起訴件数	資料件数	種類	事件発生年月日	被告人		起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
					性別	年齢					
平成12	5	5	遺棄	H12.8.25 H12.8.26	男	42	H12.11.22	H12.12.5	高松簡易裁判所	被告人は 第1 平成12年8月25日午後9時30分ごろ、徳島県美馬郡A町B番地所在のC方北方の空地において、保護動物である犬8匹を遺棄した 第2 同日午後9時30分ごろ、香川県香川郡D町E番地所在のF採土場において、保護動物である犬15匹を遺棄したものである。	略式命令 罰金6万円 (刑法45条、48条2項適用)
			虐待	H12.12.23 H12.12.24				H13.2.15	東京簡易裁判所	被告人は、 第1 平成12年12月23日、東京都世田谷区内の被告人方において、同方敷地内に入ったねこ1匹に対し、所携のクロスボーンで金属製の矢1本を放ち、これを同ねこの左肩部に命中させて胸部に刺入させ、よってそのころ、同区内において、同ねこを出血性によるショックにより死亡するに至らせ、もって愛護動物をみだりに殺した。 第2 同日24日、前記被告人方において、同方敷地内に入ったねこ1匹に対し、所携のクロスボーンで金属製の矢1本を放ち、これを同ねこの左頸部付近に命中させて同部付近皮下にろう管を形成させる傷害を負わせ、もって愛護動物を傷つけた。	略式命令 罰金30万円
			遺棄	H13.5.4ころ			H13.6.13	H13.6.13	児島簡易裁判所	被告人は、岡山県倉敷市A番地の当時の自宅(B所有の借家)において、雑種犬「ぼん」1匹を飼育していたものであるが、平成13年5月4日ころ、同所から他所に転居するに当たり、同犬を上記借家家庭の犬小屋に布製ロープにつないだまま、置き去りして放置し、もって、愛護動物である同犬を遺棄したものである。	略式命令 罰金8万円
平成13	6	5	虐待	H12.11.21ころ、 H13.4.13ころ	男			H13.10.10	大阪地方裁判所	第1 被告人は、平成12年11月21日ころ、〇〇の当時自宅において、飼育していたダルメシアン犬の右前肢手根間接部付近をグラインダーで切断し、もって保護動物を虐待した。 第2 被告人は、平成13年4月13日ころ、路上において、飼育していたビーグル犬の首輪につないだひもを強く引っ張って、同犬をアスファルト路面上にひきずり、同犬の右前肢肘間接部、左前肢手根間接部、右後肢足根間接部、左後脚膝関節部等の皮膚を損傷させ、もって、愛護動物をみだりに傷つけた。	判決 懲役6か月 及び罰金 3万円 (執行猶予 3年) グラインダー没 収
			虐待	H13.9.19	男			H13.12.5	大阪地方裁判所	被告人は、 第1 平成13年9月19日午前0時ころ、〇〇先路上において、捕獲したねこ1匹を鉄棒で撲殺し、 第2 同日午前1時ころ、〇〇路上において、捕獲したねこ1匹を鉄棒で撲殺し、これらの行為をもって、愛護動物をみだりに殺した。	判決 懲役6か月 (執行猶予 2年)
			虐待	H13.4.5	男			H13.9.13	大阪地方裁判所	被告人は、かねて飼い犬が路上等に糞をしても飼い主がその始末をしないことを快く思わず、他人が飼育する犬を毒殺しようとして、平成13年4月5日午後3時40分ころ、〇〇公園南西角において、カルパメート系殺虫剤であるメソミルをラメンの麺に付着させて撒き、同日午後5時5分ころ、同所を散歩中の〇〇所有の愛護動物であるシェパード犬Dジーブック(時価約10万円相当)に上記麺を食べさせて毒殺し、もって、これを傷害するとともに、愛護動物をみだりに殺したものである。	判決 懲役1年4 月 (執行猶予 3年) 器物破損を 適用

年	起訴件数	資料件数	種類	事件発生日	被告人		起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
					性別	年齢					
			衰弱	H13.4上旬 ころから同 年6.2まで の間	女	65	H14.3.19	H14.3.22	川崎簡易 裁判所	被告人は、川崎市A区B番地株式会社C組資材置場敷地内に犬舎を設置し、同犬舎内において愛護動物である犬2匹(D、E)を飼養していたものであるが、平成13年4月上旬頃から同年6月2日までの間、同所において、両犬に給餌及び給水を行わず、上記Dを死亡させるとともに同Eを衰弱させ、もってみだりに愛護動物に給餌及び給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行ったものである。	略式命令 罰金10万 円
			衰弱	H13.3.9こ ろから同年 4.11までの 間	男		(H14.3.27)	H15.3.13	伊那簡易 裁判所	被告人は、長野県上伊那郡A町B番地及びその周辺土地において「C乗馬牧場」を経営し、同所に設置された厩舎において被告人が所有・管理する愛護動物である馬2頭(クォーターホース1頭、シェットランドポニー1頭)を飼育していた者であるが、平成13年3月9日ころから同年4月11日までの間、上記馬2頭に対し、死馬2頭が放置されていた上に馬糞の清掃もなされていない不衛生な環境の下、十分な給餌をせず栄養障害状態に陥らせる虐待を行ったものである。	判決 罰金15万 円
			虐待	H14.2.23	男					被告人は、平成14年2月23日午後11時ころ、青森市A被告人方2階居間兼台所前において、自己が飼育していた愛護動物である雑種犬(通称コロ、当時生後4か月)を足蹴にし、階段途中の踊り場に落下させ、同犬に左大腿骨遠位部骨折の傷害を負わせ、もって、愛護動物をみだりに傷つけたものである。	略式命令 罰金10万 円
平成14	14	14	衰弱	H12.12中 旬頃から H13.1中旬 頃までの間			H14.6.27	H14.7.2	網走簡易 裁判所	被告人は、北海道網走市A先畑地において、馬(通称ポニー)2頭を飼育していたものであるが、平成12年12月中旬ころから同13年1月中旬ころまでの間、前記2頭の馬に対し、みだりに給餌をやめることにより衰弱させ、もって愛護動物に対し虐待を行ったものである。	略式命令 罰金10万 円
			虐待	H14.10.23				H14.10.8	神戸地方 裁判所姫 路支部	〇〇方に同居していたものであるが、同入方で飼育していたねこの匂いが臭いなどとして立腹し、平成14年5月26日午後1時ころ、上記〇〇方において、同入及びその妻〇〇が飼育するねこ6匹を、同入方7階ペランダ及び上記〇〇号棟7階廊下から投げ捨てて地上に激突させ、よって、そのころ、〇〇号棟周辺路上において、ねこ5匹を全身打撲による多臓器不全により死亡するに至らしめ、ねこ1匹に全身打撲の損害を負わせ、もって、みだりに、愛護動物を殺すとともに傷害した。正当な理由がないのに、〇〇もって、他人の物を損壊して人の住居に侵入したものである。	判決 懲役1年2 月 (住居侵入 を適用)
			虐待	H14.1.19		39	H14.1.19	H14.6.6	神戸簡易 裁判所	被告人は、平成14年1月19日午前1時30分ころ、神戸市〇〇被告人方において、その所有飼育に係るゴールデンレトリバー犬が給油中の被告人にしゃべりついて、ストーブの灯油缶を倒したことに立腹し、同犬に対し、灯油約1.05リットルを浴びせかけた上、マッチで点火してその右半身にやけどを負わせ、もって、愛護動物をみだりに傷つけたものである。	略式命令 罰金20万 円
			虐待	H14.6.12	男		H14.7.12	H14.7.12	和歌山簡 易裁判所	被告人は、みだりに、平成14年6月12日午前6時30分ころから同日午前6時50分ころまでの間、和歌山市島崎町6丁目〇〇公園において、愛護動物であるねこ2匹を踏みつけるなどして殺したものである。	略式命令 罰金30万 円

年	起訴件数	資料件数	種類	事件発生年月日	被告人		起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
					性別	年齢					
平成14	14	14	虐待	H14.5.6	男	(H14.8.7)	H14.10.21	福岡地方裁判所	被告人は、平成14年5月6日午後11時10分ころから同月7日午前3時20分ころまでの間、福岡市a区bcd目d番efコーポg号の被告人方(当時)において、愛護動物である猫1匹の尾及び左耳を波板切りはさみで切断してみだりに傷つけた上、その頸部をひもで絞めつけ、自宅付近のh川の水中に投げ捨ててみだりに殺した。	判決 懲役6か月 (執行猶予 3年)	
											遺棄
			遺棄	H14.1.7	被告人は、A、B、C、D、E、F、Gと共謀の上、平成14年1月7日午前1時30分ころ、愛護動物である牛6頭を、熊本市H番地所在のI城J公園に運搬して放置し、もって、愛護動物を遺棄したものである。	略式命令 罰金20万円					
							虐待 衰弱	H14.9.4 H14.9.9から 同月15日 ころまでの 間の	被告人は、 第1 平成14年9月4日、東京都大田区内の公園において、ねこ1匹の頸部を手でねじ曲げて気管断絶による窒息死させ、もって愛護動物をみだりに殺した。 第2 同月9日、同区内の被告人方において、ねこ1匹の胴体及び後肢をビニール袋に入れ、その周囲に粘着テープを巻き付けて身動きできない状態にした上、同月15日ころまでの間、同区内に駐車されたふう乗用自動車内に閉じこめて給餌、給水を行わないまま放置し、よって、同日ころ、同所において、同ねこを餓死させ、もって愛護動物をみだりに殺した。	判決 懲役6か月 (執行猶予 3年)	
			遺棄	H14.5.14	被告人両名は、共謀の上、平成14年5月14日午後1時25分ころ、岐阜県吉城郡A町B番地の先C橋において、ビニール袋に入れた子猫4匹をD川に投げ捨て、もって愛護動物を遺棄したものである。	略式命令 両名ともそ れぞれ罰金 10万円					
							遺棄	H14.6.6	被告人は、平成14年6月6日午前3時36分ころ、千葉県夷隅郡A町B番地先駐車場において、愛護動物であるねこ4匹を段ボール箱に入れ、置き去りにして遺棄したものである。	略式命令 罰金10万円	
			虐待	H14.3.15、 同年3月下旬ころ、 同年5.15	被告人は、 第1 平成14年3月15日午後7時30分ころ、宇都宮市A B番地先公園において、ねこ1匹の頸部及び腹部を数回足蹴りにし、よって、同ねこを殺害し、もって愛護動物をみだりに殺し 第2 同年3月下旬ころ、前記公園において、ねこ1匹の頸部及び腹部を数回足蹴りにし、よって、同ねこを殺害し、もって愛護動物をみだりに殺し 第3 同年5月15日午後6時50分ころ、同市C D番地所在のE公園内において、F所有の飼い猫(G、7歳)の腹部等を足蹴りにし、頸部に縛り付けた紐で吊り下げたままにして殺害し、もってこれを傷害し 第4 同日午後8時ころ、前記第1記載の公園において、ねこ1匹の頸部及び腹部を数回足蹴りにし、よって、同ねこを殺害し、もって愛護動物をみだりに殺したものである。 第1、第2、第4 動物愛護管理法違反 第3 器物損壊 刑法第261条	判決 懲役1年 (執行猶予 3年)					

年	起訴件数	資料件数	種類	事件発生年月日	被告人		起訴年月日	裁判年月日	裁判所名	事実関係	刑罰
					性別	年齢					
平成 15			虐待	不明	不明	不明	不明	H15.12.11	東京地方裁判所	A市職員による野良ねこの殺害。 動物愛護管理法違反	判決 懲役6か月 (執行猶予 3年)
			虐待	不明	不明	不明	不明	H15.6.23	宇都宮地方裁判所	他人の飼い犬をゴルフクラブで殴って殺し、また、他人の飼いねこをひもで首をつり下げて殺害し、死体を木や欄干に放置した。 動物愛護管理法違反	判決 懲役6か月 (執行猶予 3年)
			虐待	不明	不明	不明	不明	H15.11.25	小田原簡易裁判所	愛犬美容学校において、飼育犬を衰弱させた事案。	略式命令 罰金 30 万 円

Ⅲ 馬の虐待(衰弱)事例・判決文(抜粋)

動物虐待の中でも殺傷については誰から見ても虐待と判断されるが、それ以外の動物が苦痛を被っている状態については、人によってその判断にかなりの差が見られる。また、「衰弱等」の虐待では、ほとんどが、略式命令による罰金刑となっているが、ここに、動物の愛護及び管理に関する法律が施行されて最初の「衰弱等」で裁判が行われた馬の虐待事例を取り上げ、参考までに、その一歩踏み込んだ判決理由を示す。

●馬の虐待(衰弱)事例

平成13年4月25日、動物との共生を考える連絡会が、長野県高遠町にある乗馬牧場の経営者(男)を、彼の所有馬2頭に十分な給餌・給水をせず、衰弱させた「動物の愛護及び管理に関する法律第27条第2項違反の疑い」で長野県警伊那警察署に告発した。

雪解けの現場には山積みの糞、空腹から馬にかじられ細くなった柱とタン屋根だけの馬房、散乱したゴミという環境下で鎖に繋がれ衰弱放置されていた2頭の馬の他にもすでに死体となった2頭の馬が放置されていた。死馬については死因が突き止められず、獣医師による診断が出た衰弱した2頭のみについて告発した。

伊那警察署はこの事件を捜査し、同年10月、長野地検伊那支部に送検。平成14年4月、罰金30万円の略式命令が出たが、被告側が不服を申し立て裁判となった。

約1年に及ぶ公判中、被告人は一貫して調教で伏せを教えるために痩せさせたと主張したが、検察は、現場査察・改善指導していた保健所、地主、餌の世話を頼まれた人、獣医師、2頭の衰弱馬を保護した牧場長などの証言に基づき平成13年3月9日ごろから同年4月11日まで給餌・給水しなかったこと、削瘦し不健康な状態では調教できないことを立証した。

平成15年3月13日、伊奈簡易裁判所は、被告人に罰金15万円の判決を言い渡した。



やせて骨が浮き出た状態の馬



保護後衰弱から回復し、筋肉もついて元気になった

この判決において「衰弱」が明確に「虐待」と認定されたのみならず、さらに一歩踏み込んで、「不衛生な場所で飼育し、給餌又は給水を十分に与えず愛護動物を不健康な状態に陥らせるという行為も虐待に該当する」と判決理由の中で定義された。

この定義は、国際的に動物福祉の基本であると認識され、世界獣医学協会もそのように知らしめている「5フリーダム(5つの自由)」にのっとったものである。

●5フリーダムとは以下の5つをいう。

- ① 飢えと渇きからの自由
- ② 不快からの自由
- ③ 痛み・負傷・病気からの自由
- ④ 恐怖や抑圧からの自由
- ⑤ 自然な行動をとる(本来の習性を発揮する)自由

判決（抜粋）

■主 文

被告人を罰金 15 万円に処する。その罰金を完納することができないときは、金5000円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

■理 由

（罪となるべき事実）

被告人は「ゆうじんくらぶ乗馬牧場」を経営し、厩舎において被告人が所有・管理する愛護動物である馬2頭（クォーターホース1頭、シェットランドポニー1頭）を飼育していた者であるが、平成13年3月9日ころから同年4月11日までの間、上記馬2頭に対し、死馬2頭が放置されていた上に馬糞の清掃もなされていない不衛生な環境の下、十分な給餌をせず栄養障害状態に陥らせる虐待を行ったものである。

（証拠の標目）省略

（補足説明）

1. 省略

2. 動物の愛護及び管理に関する法律第27条第2項「虐待」とは、愛護動物の飼育者としての監護を著しく怠る行為を指すものであり、その代表的な行為として「みだりに給餌又は給水をやめることにより、衰弱させる行為」が例示されているものと解される。したがって、必ずしも愛護動物が「衰弱」していなければならないものではなく、著しく不衛生な場所で飼育し、給餌又は給水を十分与えず愛護動物を不健康な状態に陥らせるという行為も、上記「虐待」に該当するものと言うべきである。

これを本件においてみると、①平成13年3月2日から同年4月11日までの間の1日当たりの平均飼料（ヘイキューブ）使用量は約4・57 𪛗となり、保護馬の2頭分の飼料必要量として算出される一日当たりの平均量約11.3 𪛗をかなり下回っていると言える。②次に、その結果として、保護されたクォーターホースは栄養消耗症、また、保護されたシェットランドポニーは栄養失調症と推定されている。③さらに、被告人は、毎日上記牧場にいるわけではなく、別の人物に給餌及び給水を

してもらう必要があったが、世話を依頼していたNは平成13年1月下旬まででその役目を辞め、その後に依頼していたKも2回しか上記牧場に赴いていない（しかも、1回は馬に与える餌がなかった状態である）。そして、その他に上記牧場で馬の世話を継続的に行っていた者もいないのであるから、少なくとも平成13年3月9日から同年4月11日までの間、被告人が上記牧場において給餌・給水を含む馬の世話をきちんと行っていなかった蓋然性は高いと言わざるを得ない。④また、平成13年4月7日の時点における厩舎の状況を見ても、周囲の馬糞が除去されず、しかも厩舎内及びその手前に死んだ馬2頭（しかも腐敗が進行していたものである）がそのまま放置されており、建物自体もボロボロと言っても過言ではないものである。保護された馬2頭は、そのような厩舎内に、それほど長くない網（1 𪛗前後）でつながれた状態にあったことに鑑みれば、極めて不衛生な状況下で飼育されていたと言わなければならない。

⑤省略

以上の諸点を総合考慮すると、被告人は、本件2頭の馬に対し、十分な給餌をせず結果的に不健康な状態（栄養障害状態）に陥らせた上、著しく不衛生な状況下で飼育していたものであって、愛護動物の飼育者としての監護を著しく怠っていたと評価せざるを得ない。したがって、被告人は動物の愛護及び管理に関する法律27条第2項に規定する「虐待」を行ったと認定するのが相当である。

（法令の適用） 省略

（量刑の理由） 省略

IV 英国における動物虐待判例

(文・写真はすべて RSPCA 提供)

1. ケント州在住の夫婦が収監される



2003 年ケント州在住の夫婦（夫 32 歳・妻 25 歳）が 2002 年に飼育禁止を命じられたにもかかわらず、その命令に従わず、複数の子猫に不必要な苦痛を与えたことを認め、ダートフォード下位裁判所に

おいて 120 日の懲役を命じられた。住所不定の妻の兄（36 歳）も命令に従わず、複数の猫に不必要な苦痛を与えたとして 200 時間の社会奉仕と 100 ポンドの費用の支払いを命じられた。3 人とも生涯動物飼育禁止を命じられた。もう一人の兄弟（20 歳）は、複数の猫に不必要な苦痛を与えたとして 5 年間動物飼育禁止、100 時間の社会奉仕、50 ポンドの費用の支払いを命じられた。査察員が、通報を受け彼らの家を訪問したときには、家の中にやせて目やにだらけの子猫が 10 匹いた。すぐに獣医師の元に連れて行き治療を受けさせたが、そのうちの一匹は症状が重くて安楽死をせざるを得なかった。子猫と 2 匹の成猫は RSPCA が飼い主に所有権放棄をさせて引き取り、すべて新しい飼い主に引き取られた。数ヵ月後に別の通報を受け、再度この家を訪れると、5 匹のやせこけた子猫らが不衛生な状態の中で生きており、目の感染症と白癬にかかっていた。この子猫たちも RSPCA が飼い主に所有権放棄させて引き取り、新しい飼い主を見つけた。

2. 馬のディーラーがサラブレッドを飢えさせ、飼育禁止を命じられる。

2003 年、馬のディーラーの男性（55 歳）は厩舎で 2 頭の馬を飢えに苦しませた罪でダートフォード下位裁判所において 10 年間の馬の飼育禁止、180 時間の社会奉仕と RSPCA に 1400 ポンドの費用を支払うように命じられた。また、電子タグを取り付けられ、2 ヶ月間は月曜～金曜の午後 8 時～午前 6 時は外出禁止を命じられた。

査察員が通報を受けて、その厩舎を訪れると、人の目に触れないように厩舎ブロックの蔭で飼育されていた 2 頭の馬は、6 インチ（15.24 センチ）も堆積した糞の上に立ち、背中中の毛が完全に抜け落ち、骨と皮の状態であった。馬は、直ちに獣医師の元に連れて行かれ、健康チェックされ、RSPCA で治療を受けた結果、健康を回復し、新しい飼い主に引き取られた。



Before



After

3. 飼い犬のフットボール大の腫瘍を放置

RSPCA が、フットボール大の腫瘍を持ったラブラドル系雑種の飼い主を訴え、2003 年、ロンドン市在住の男性（53 歳）はその犬の世話を怠ったことを認め、100 ポンドの罰金と 1,127 ポンドの費用の支払いを命じられた。



彼は、病院にかけるお金がなかったとして、巨大な潰瘍化した腫瘍を放置した。犬はまた、ノミアアレルギーと歯の疾患、爪の伸びすぎ、耳の腫れに苦しんでいた。犬は没収されて、動物病院で治療を受けた後、RSPCA の犬舎から新しい飼い主に引き取られた。

4. ペットを不衛生に飼育し生涯動物飼育禁止

2003 年、ハンプシャー州で犬 12 頭・フェレット 2 匹・ヨウム 1 羽を自宅で不衛生な状態で放置していた女性（49 歳）が、裁判所で、15 頭すべての動物に対し、不必要な苦痛を与えたことを認め、生涯動物飼育禁止、240 時間の社会奉仕と 200 ポンドの費用の支払いを命じられた。3 頭の子犬を含め、ほとんどの動物が小さなケージに入れられ、糞尿まみれになっていた。中には動物の上に動物が重なっている状態のものもいた。餌や水は与えられておらず、動物たちは元気で脱水状態だった。1 頭のミニチュア・イングリッシュ・ブルテリアは口の周りに治療されないままの咬み傷があり、脚も咬まれて腫れていた。ヨウムは何週間も掃除されていないケージで飼われていた。15 頭は飼い主から没



収され、すべて、新しい飼い主が見つかった。査察員は、「犬たちの QOL（生活の質）はなきに等しかった。たまに運動のために外に出されることはあっても、ほとんどの時間は移動用のケージに詰め込まれていた。犬たちは元気がなく、自分の糞の上に立ったり、座ったりするしかなかった。」とコメントした。

5. 小さな囲いの中で飼育されていた毛布状の毛玉に覆われた犬

2003 年、ケント州在住の産業化学者の男性（58 歳）が、飼い犬の毛の手入れをしなかったために、犬の被毛は大きく不快な毛玉となった。



男性は犬に不必要な苦痛を与えたとして、33 ヶ月間の動物飼育禁止、150 ポンドの罰金、1,948 ポンドの費用の支払いを命じられた。男性の妻（51 歳）は不必要な苦痛を与えたことを認め、3 年間の動物飼育禁止、150 ポンドの罰金、4,372 ポンドの費用の支払いを命じられた。犬（コッカー・スパニエル）は 5 歳にもかかわらず、無気力で、耳や胸の被毛には泥や糞が大きな堆積物となってぶら下がり、目は濁っていて炎症をおこしており、顔の周りの被毛は潰瘍による分泌物がみられ、非常に不快な刺激臭を放っていた。犬は、獣医師の治療を受け、RSPCA によって、新しい家庭に迎えられた。

6. セント・バーナード犬を虐待し、生涯動物飼育禁止に

2003 年、リー在住の夫婦は、飼っていたセント・バーナード犬に不必要な苦痛を与えたことを認め、ウィガン下位裁判所において生涯動物飼育禁止と夫（55 歳）は、180 時間の社会奉仕と 500 ポンドの費用の支払い、妻（45 歳）は、750 ポンドの罰金と 500 ポンドの費用の支払いを命じられた。RSPCA の査察員は、犬保護官が野良犬として通報を受けたセント・バーナードを公

園で見つけ、犬保護官に通報したという夫婦の家を訪れた。査察員はほかに2頭のセント・バーナードを飼育していたこの夫婦を不審に思い調べると、野良犬と通報されたこの犬は、通報した夫婦の所有でクラフツ・ドッグショーでベスト・オブ・ブリードを受賞していたことがわかった。この犬のブリーダーを探し当て、ブリーダー夫妻は歯や被毛の柄で、自分たちが繁殖した犬であると断定した。

5歳のこの犬は、RSPCAが発見したとき、ひどく脱毛し、白癬にかかり、しらみが寄生し、ふさがっていない傷、かさぶた、そして目と耳の病気があり、非常にやせていた。この犬は、ブリーダー夫妻の所に戻り、温かい家庭を満喫している。



7. 犬を吊り下げるといふ虐待で6ヶ月の間刑務所へ

2004年、ダービシャー州在住の男性（28歳）が元ガールフレンド（いまだ同居中）の犬2頭を吊り下げたとしてチェスターフィールド下位裁判所は動物虐待の最高刑の6ヶ月の投獄と5年間のすべての動物の飼育禁止を命じた。

ブラックコリーミックスのCuddlesとラブラドルミックスのSandyの2頭は、ハドフィールドの公園で地面から6フィートのところに吊り下げられているのを、子供を含む数人の人が目撃していた。

8. 不潔な家から70匹以上の動物救助

RSPCAの査察員はケンブリッジシャー州の3兄弟（男性60歳・女性66歳・女性52歳）の不潔な家で、1階では野生の群れの行動に戻った多数の犬が徘徊しているのを、別の部屋からは飢餓状態のウサギの入った恐ろしく汚い小屋、2階ではビニール袋の中に猫の死体、ベッドルームで



はセキセイインコ、オカメインコ、カナリヤとネズミが床を走り回っているのを発見した。この家のラウンジカーペットは糞尿にまみれ、裏部屋はさらにひどく床は排泄物で完全に埋め尽くされていた。犬はダイニングルームのテーブルの上に乗し、空のドッグフードの缶を漁っていた。ドアには噛んで開いた穴があった。

2004年、キングズリン下位裁判所において、60歳の男性は30匹の動物（すべて没収）に不必要な苦痛を与えるなど14の罪を認め、生涯の動物の飼育禁止（馬1頭、犬1頭、ケージで飼育されている1組の鳥を除く）が言い渡された。52歳の女性は飼育禁止の判決に対して上告し、彼女には2頭の犬、ガチョウ、鶏、馬の飼育が許可された。彼らの罰金は総額2,300ポンドとなった。

RSPCAが、この家から犬45頭、ウサギ19匹、セキセイインコ5羽、オカメインコ2羽、猫1匹、チンチラ1匹、モルモット1匹、カナリヤ1羽を救助するのに11時間以上かかった。

9. ポニーのネグレクトで25年間の馬飼育禁止

2004年、テイド・セント・ジル在住の58歳の男性は5頭のポニーをほとんど歩くことのできないスペースで放置し、不必要な苦痛を与えたことにより、裁判所から25年間の馬の飼育禁止、3,000ポンドの罰金及び180時間の地域社会奉仕を命じられた。5頭のポニーはかな



の肥満と手入れの放置のために過成長した蹄が原因の慢性の蹄葉炎に陥り、ひどい痛みのため、歩きたがらない状態であった。また、敷地内のイラクサを食べていたことにより、唇が腫れていた。

RSPCAにより、5頭のポニーは保護され、馬の専門医による検査と治療、装蹄師による蹄の手入れによってポニーの状態は改善し、無事に新しい飼い主も見つかった。

10. 犬のネグレクトで10年間の飼育禁止、1,000ポンドの費用の支払い命令

2004年、ニューキャッスル下位裁判所は、スタフォードシャー州の55歳の男性に対して、飼い犬のウエストハイランドテリア12歳に必要な世話を与えなかった（ネグレクト）として10年間のすべての動物の飼育禁止とかけた費用1,000ポンドの支払いを命じた。

この犬・ウイスキーは屋外の劣悪な環境の中で、毛がからみマット状になって、ほとんど歩けない状態になっ



ていた。ウイスキーは痛みや不快からとても攻撃的であったが、診察のために犬を捕獲した。背部に大きな潰瘍化した腫瘍があった。ウイスキーは麻酔をかけられ、1時間半かかって毛を刈られ、膿でぐらぐらの歯8本抜歯し、去勢手術も行った。

飼い主はウイスキーをRSPCAの保護下に移すことに同意し、11日後には抜糸ができ、性格も大いに改善された。ウイスキーには無事新しい飼い主が見つかった。

11. ジャーマンシェパードの虐待に対して飼育禁止

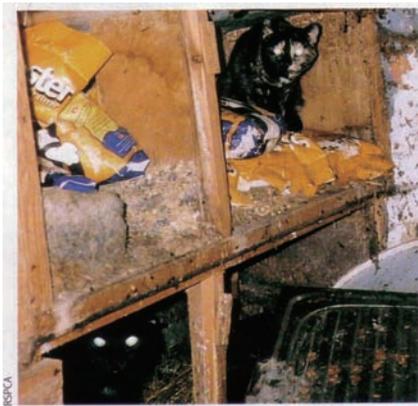
2004年、タムワースの下位裁判所はスタフォードシャー州在住のカップル（どちらも21歳）に対して、ジャーマンシェパードの飼い犬マックスに不必要な苦痛を与えたとして、10年間の犬の飼育禁止、罰金150ポンド、費用350ポンドの支払いを命じた。



マックスは、すぐに獣医に診せられたが、とても痩せており、腰、脊椎、骨盤、肋骨が浮き出していた。体重はこの犬種の通常体重の半分（13.05kg）しかなかった。その後、順調に回復、体重も増加中である。マックスには無事に新しい飼い主が見つかった。

12. 動物福祉団体の管理人の動物虐待に対して飼育禁止

2004年、リバプール下位裁判所は、動物慈善団体であるリバプール・キャット・ウェルフェアの管理人夫婦（妻45歳、夫52歳）に対し、動物虐待の罪で、妻には生涯すべての動物の飼育禁止を言い渡し、夫婦それぞれに費用500ポンドの支払いと120時間の地域社会奉仕を命じた。妻は猫27匹、子猫4匹、ウサギ5匹に不必要な苦痛を与えた罪を認めた。この夫婦は



1年近くRSPCAの調査を回避していたが、やっと、調べることができた。2人のRSPCAの査察員は、その閉じられたドアの向うで発見した状態にショックを受けた。

ケージに閉じ込められた犬や猫は積み重なるように詰められており、底の部分に蓄積した糞のために、ほとんど立つことができない状態であった。ひどい悪臭が漂い、ハエの群れが家の周りを飛んでいた。ドアノブに掛けられた買い物袋には、犬の糞でいっぱい、ゴミと糞の塊と尿にまみれたゴミ袋が床に散乱していた。RSPCAは猫30匹、子猫3匹、ウサギ5匹、ネズミ2匹、ハト2羽を保護した。ほとんどの動物には、新しい飼い主が見つかったが、残念ながら、ハト2羽は、病気のため安楽死された。

13. ポニーに対する虐待で女性馬所有者に飼育禁止命令

2004年、ピーターバラ下位裁判所はケンブリッジシャー州在住の女性（45歳）に対し、飼っているシェットランドポニーに不必要な苦痛を与えたとして、2ヶ月の投獄と3年間のすべての馬の飼育禁止が言い渡された。（一審では生涯の飼育禁止であったが、抗告審判により、3年間の飼育禁止になった。）この飼い主は、RSPCAと獣医師の度重なる忠告を数ヶ月間無視し、13



歳のシェットランドポニー、マーブルの蹄葉炎及び蹄の伸びすぎで歩行困難な状態を放置していた。かつ、そのような状況にもかかわらず、飼い主はマーブルをチャリティーイベントの子供乗馬用に参加させ、状況をさ

らに悪化させた。獣医師の勧告によりマーブルは没収され、治療を受け、すぐに回復した。現在、新しい飼い主の下で大切に飼われている。

14. 子犬を飢餓状態にした無責任な10代の飼い主

2003年、サウス・タインサイド下位裁判所は19歳の飼い主（女性）に対し、12週令の雑種の子犬を必要な世話を与えず放置した（ネグレクト）罪で5年間の飼育禁止、15ヶ月間の条件付放免、RSPCAへの費用200ポンドの支払いを命じた。飼い主の両親が子犬、スウィープの状態に初めに気づき、急いで獣医に連れて行った。診療をした獣医師がRSPCAに通報し、RSPCA査察員の立会いの下で検査された。スウィープは痩せて



脱水症状を示し、筋肉も少なく、毛は薄く光沢はなかった。体重はわずか2.45kgで獣医師がお腹の周りを片手の指で

つかめるほどまで衰弱していた。すぐに点滴を受け、水とフードを与えると夢中で食べた。飼い主はスウィープをRSPCAに渡すことに同意した。9日間で体重は2倍になり、新しい飼い主を探せるまでに回復した。査察員は「明らかに飼い主としての責任感がなく、子犬の世話をする資格がない」と話した。

15. ウサギのネグレクトに対して飼育禁止

2004年、チチェスター下位裁判所はウェストサセックス州在住の夫婦（夫38歳、妻24歳）に対し、ペットとして飼っていたウサギ3匹に不必要な苦痛を与えたとして、3年間の動物飼育禁止、及びそれぞれにかかった費用205.75ポンドの支払いを命じた。



夫婦はウサギに適切な世話・環境を与えなかった（フード・水・獣医療等）ことを認めた。ウサギは恐ろしく不潔な箱で飼育されており、箱は重ねられていて、上の箱の尿が下の箱に漏れていた。ウサギの爪は伸びすぎ、痛みを耐えていた。ウサギは RSPCA に引き取られ、新しい飼い主が見つかった。

16. 怒り狂った飼い主に壁に投げつけられた子猫

2004 年、ロンドン・ハリンゲイ下位裁判所はロンドン市在住の飼い主（男性）に対し、3ヶ月令の子猫を壁に向かって投げつけて脚を怪我させ、子猫に不必要な苦痛を与えたとして6年間のすべての動物の飼育禁止と費用 125 ポンド、罰金 5 ポンドの支払いを命じた。

飼い主は、かんしゃくを起こし、若い三毛猫リリーに八つ当たりをしたと話している。RSPCA は通報を受け、子猫を獣医に連れて行った。リリーは RSPCA に引き取られ、新しい飼い主を待っている。



17. 2戸建住宅3ベッドルームのスワンジー・アニマル・サンクチュアリー

スワンジー在住の夫婦（夫 54 歳、妻 48 歳）は2戸建て公営住宅・3ベッドルームの自宅でアニマル・サンクチュアリーを営み、猫 56 匹、砂ネズミ 22 匹、ウサギ 20 匹、ヘビ 20 匹、タランチュラ 10 匹、ハムスター 10 匹、フェレット 9 匹、エキゾチックカゲ 5 匹、マウス 4 匹、ラット 3 匹、犬 1 頭を飼っていた。地元新聞に不要なペットのために安全な場所を提供していることを広告していた。2002 年に内報に基づき RSPCA が訪問したときの実際の状況は、動物は不潔な家で、栄養



不良になり、適切な獣医療を受けることもできなかった。査察をした RSPCA 査察員は「この家の状態は、動物に置き換えた刑務所キャンプよりひどい」説明した。スワンジー下位裁判所は、夫婦に対し、163 匹の動物に不必要な苦痛を与えた 30 項目の罪で有罪とし、犬 1 頭、ウサギ 1 匹、猫 3 匹を除くすべての動物の生涯飼育禁止と3年間の条件付放免、費用 300 ポンドの支払いを命じた。猫 1 匹以外のすべての動物は没収され、その後、新しい飼い主が見つかった。夫婦は RSPCA による新しい飼い主探しを阻止するために上訴したが、取り消した。

18. 違法トラバサミを使用した元農場経営者に罰金

2004 年、バーンステイプル下位裁判所は、44 歳の元養鶏場経営者がキツネから鶏を守るために違法トラバサミ



を使用し、捕まったハリネズミを押しつぶしたことにに対し、野生哺乳類法 1996 に基づき罰金 350 ポンド、費用 200 ポンドの支払いを命じた。（元養鶏場経営者は違法トラバサミの使用がペスト法 1954 に違反していることも認めた）

19. 子猫がおぞましい虐待の対象に

2005 年、マーゲイト少年裁判所は、ケント州在住の 17 歳少年（当時 16 歳）に、7ヶ月の子猫に恐怖を与え、ひどい扱いをした罪で15年間のすべての動物の飼育禁止と4ヶ月間の少年犯罪者施設への拘留を言い渡した。

少年は、子猫のチャルキーを2階の窓から2回投げ落とし、ナイフで尾を切り、蹴り、毛をそり、洗濯機に

入れた後電気ヒーターで乾かした。チャルキーの飼い主（少年の継母）は何がチャルキーに起こったかを発見するなり、獣医師に連れて行った。担当した獣医師がRSPCAに通報した。獣医師はステロイドの注射をし、突出した唇の損傷に抗生剤を投与した。子猫の毛は固まって湿っており、脳震盪のように瞳孔は不安定であった。

翌日、チャルキーの体調は改善し、少し食べ、落ち着き、毛の固まりも解けたので飼い主に引き渡された。

20. 子犬の耳を切った少年に拘留言い渡し



2004年、ハリンゲイ下位裁判所は、ロンドン市在住の19歳の少年に、生後5ヶ月の飼い犬（スタフォードシャーブルテリア）ロッキーの耳をナイフで切り落とし、不必要な苦痛を与えた罪で42日間の少年拘留所拘留と10年間のすべての動物の飼育禁止を言い渡した。少年は子犬が前の週に別の動物と

けんかをし、片方の耳がぶら下がった状態だったので、切断したと主張したが、しかるべき注意と人道的な配慮なしでの処置の実行と必要な獣医療を与えるのを怠ったことで有罪。ロッキーは獣医の治療を受け、RSPCAの保護下に引き渡され、無事に新しい飼い主が見つかった。

21. 犬と認識できないほど毛がひどくマット状になったシーザー



2005年、バーミンガム下位裁判所は、犬の手入れをしないで放置し犬と認識できないような状態にしていたシーザーの飼い主（女性38歳）に不必要な苦痛を与えた罪で10年間のすべての動物飼育禁止と罰金200ポンド、費用682ポンドの支払いを命じた。

このシーザー・ギズモ10歳が発見されたとき、毛は伸び放題でからまって、尾と頭の区別がつかないくらいひどい状態であった。2年以上手入れやカットをされておらず、動かそうとすると、毛の伸びすぎにより、不快で目が見えないため、極度に攻撃的になっていた。

悲しいことに、獣医師は長い間閉じていたギズモの片方の目を除去しなければならなかった。ギズモは栄養不良で中程度に体重不足であった。

判事らは、ギズモが何年もこのような状態で放置されていたことを大変なことと思い、犬の苦痛を軽減できたはずと言った。また、被告人が犬をRSPCAに正式に引き渡さなかったという決断についても批判した。

ギズモは裁判所命令で没収され、RSPCAでまったく違う犬にかわいく変えられて、無事に新しい飼い主が見つかった。

22. 23頭の犬のネグレクトで10年間の犬飼育禁止

2004年、バーミンガム下位裁判所は、バーミンガム在住の54歳の女性に対し、飼っている23頭の犬を衰弱させ、犬に不必要な苦痛を与えたとして10年間の犬飼育禁止を言い渡した。



RSPCA査察員、警察官、バーミンガム市動物健康担当職員が家に入ったとき、アンモニアと糞尿の激臭に襲われた。汚い家の中には23頭の衰弱した犬が放されており、床板は尿につかっており、壁は糞尿でひどく汚れていた。すべての犬は同意の上RSPCAに引き渡され、RSPCAアニマルセンターに連れて行く前に、治療のために獣医病院に連れて行かれた。

23. 劣悪な状態の中国ガチョウの農場

2005年、ピーターバラ下位裁判所は、ホイットルサーにある劣悪な状態で900羽以上の商業用中国ガチョウを飼育している原始的な繁殖農場において、飼育担当している男性(32歳)が、彼のいとこの代わりに世話をしていた8羽のガチョウと5羽のアヒルに不



必要な苦痛を与えた10項目の罪で10年間のガチョウとアヒルの飼育禁止、罰金500ポンド、費用1500ポンドの支払いを命じた。

鳥の飼育場所は泥だらけで、わずかな設備(少量の乾いた藁や子ガモ・ガチョウの子・繁殖用の鳥のための寝床と原始的な給餌給水設備)しかなく、鳥の死体や、瀕死の鳥を発見し、ネズミが走り回っていた。また、この場所には、釘、壊れたフェンス、針金、殺鼠剤の容器など、危険な物も散らばっていた。多くの鳥は脚が不自由でやつれ、趾瘤症、皮膚病、羽先のダメージ、関節が腫れた状態であった。池の水質は基準をはるかに下回り(池にも鳥の死骸があった)、浄水システムはまったく不十分であった。

担当した獣医師は鳥たちは少なくとも1ヶ月以上、ひどく衰弱している鳥は長期にわたり苦しみに耐えていたと話す。残念なことに、90羽の鳥たちは早急に安楽死をせざるを得ず、その他はRSPCAに収容された。

24. ペットショップにおける虐待で刑務所へ



2005年ランカシャー州にあるペットショップの経営者が、店内で子犬9頭、子猫1匹、Bearded Dragon 1匹に対し11項目の不必要な苦痛を与えた罪を認め、裁判所は4週間の投獄と10年間のすべての動物の飼育禁止が言い渡された。

RSPCAは被告が数日間地下にある自分の店に来ていなかったため、近隣のショップ経営者から、問題の可能性があると通報を受けた。RSPCA査察員は店を観察し、24時間以上人が現れないのを確認後、警察に連絡、店に入る許可を得た。店内には多くの瀕死の状態の動物や死体があった。死体は子猫、ウサギ、げっ歯類、魚で、生きている動物は、Bearded Dragon 1匹、子猫1匹、瀕死の子犬9頭、内2頭の子犬はあまりにひどい状態ですぐに獣医師に診せなければならなかった。ケージ内に水や餌はなく、数匹は生きるための手段として共食いをしていた。

生きている動物は、RSPCAに引き取られ、回復し、新しい飼い主も見つかった。抗告審判において、最初の判決である3ヶ月の投獄と生涯の動物飼育禁止は、4週間の投獄と10年間の飼育禁止に軽減された。

25. おびえた犬が不衛生な家のトイレに繋がれた状態で発見

2005年、マンチェスター在住の母と息子(母74歳、息子40歳)は、彼らの飼い犬・15歳のコリーの雑種犬・トビーを誰もいない



彼らの別荘に放置し、飼い犬に不必要な苦痛を与えたとして、それぞれ10年間の動物の飼育禁止、2年間の条件付放免、費用250ポンドの支払いが言い渡された。RSPCAのインスペクターが発見したときには、犬はトイレに繋がれ、汚れており、衰弱して神経質になっていたため、すぐに獣医師に連れて行った。健康チェック、体重測定、シャンプー、爪きりをしたが、トビーは目と耳の感染、伸びすぎた爪、肉球・尾の下・後肢は尿やけをおこし、筋肉は落ち、被毛は汚れてひどいマット状になっていて、体重は8.5kgしかなかった。母子はト

ビーを RSPCA に渡すことを了承。獣医師は抗生物質・抗炎症剤を注射し、目と耳に軟膏をつけ、ビタミンとミネラルのサプリメントを加えた適切な食事を与えた結果、14.75kg まで回復し、新しい飼い主に迎えられた。

26. 27 匹の飼い猫の世話を家族が放棄

2005 年、ダービシャー下位裁判所は、サウス・ダービシャー在住の家族（夫 69 歳・妻 70 歳・2 人の息子 41 歳と 32 歳）が屋内に 27 匹の彼らの飼い猫を世話せずに放置し、6 つの不必要な苦痛を猫に与えたとして、4 人それぞれに、すべての動物（1 頭の犬と 1 羽のオームを除く）の生涯飼育禁止、300 ポンドの罰金と費用 240 ポンドの支払いを言い渡した。

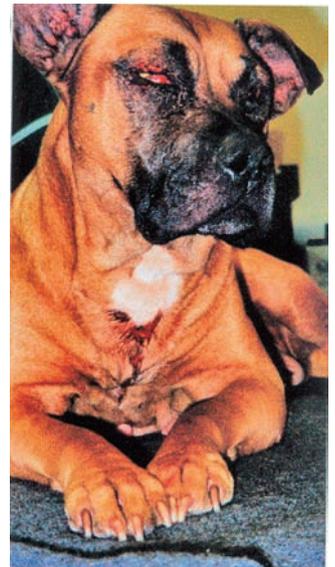
RSPCA のインスペクターが彼らの家に行ったときには、数匹の成猫と子猫が目の感染症、呼吸の異常、重度のノミ感染を含む重篤な病気に苦しんでいた。1 匹の猫の左目は放置された緑内障のようで、大きく腫脹し、脱色していた。他の動物もひどく削瘦しており、正常であれば、少なくとも 2.5kg はなくてはならない体重が 1.34kg しかなかった。RSPCA のインスペクターは 11 匹の猫を獣医師の下に連れて行き、さらに 16 匹については、RSPCA に譲り渡すことを了承させた。

インスペクターは「このケースについて言えば、手に負えなくなったというのが理由だが、その原因は 1 匹も不妊去勢手術せず、ワクチンも打っていないことである」と述べた。

27. 自分の飼い犬を失明させたティーン・エイジャーが刑務所へ

2005 年、サウス・ウェールズ在住の男性（19 歳）が、自分の飼い犬・バフィー（スタフォードシャーブルテリア）を 4 インチの刃を持つジャガイモの皮むき器で殺そうと

した。彼は、判事に、バフィーを襲ったとき自分は神であると感じ、バフィーが家族を襲うと思ったので殺そうとしたと言った。RSPCA のインスペクターが男性とその母が住む家に行くと、バフィーの目は腫れ、顔面は打ち傷で被われていた。目と耳には 9 つの刺し傷があり、いくつかは感染していた。インスペクターはすぐさま犬



を近くの獣医病院に連れて行き、獣医師によって他にも刺し傷跡が見つかり、今回が初めての攻撃ではないことが証明された。その後、インスペクターは他の犬への 2 度目の攻撃でまたも同じ家に呼ばれた。今回は、彼の妹が、「兄が、もう 1 頭の犬キャシーの目を安全ピンで突き刺そうとした」と話した。

19 歳の男性は 3 ヶ月の投獄と 10 年間のすべての動物の飼育禁止が言い渡された。

2 頭の犬は RSPCA に渡され、新しい飼い主に迎えられた。

28. 犬が 15 フィートの高さのバルコニーから投げ落とされ、骨折

2005 年、ケンブリッジ在住の男性（21 歳）が、ガールフレンドの犬を 15 フィートの高さのバルコニーから投げ落とし、脚を 2 箇所骨折させ、3 年間の犬の飼育禁止、100 時間の社会奉仕、365.5 ポンドの費用の支払いを言い渡された。

彼は、犬がカーペットの上で尿を漏らしたことに腹を立て、バドというガールフレンドの犬（スタフォードシャーブルテリア）を投げ落としたことを認めた。ガールフレンドは町の RSPCA のクリニックに連れて行き、クリニックの勧めで、ケ



ンブリッジにあるクィーンズ獣医大学付属病院へ行った。クリニックで痛み止めを注射したにもかかわらず、痛みがひどく、さらに、薬を追加した。そこに RSPCA のインスペクターが呼ばれた。ガールフレンドは RSPCA に犬を譲り渡すことを認めず、抗炎症剤を処方してもらって、犬を連れて帰った。6ヶ月後、インスペクターが訪問すると、パドは骨をつなぐために前肢を外側から金属の支えでまかれ、締め付けられていたが、不快と痛みがひどいようだった。犬のギプスはとれていたもので、病院の獣医師はピンニングで接骨した。犬は新しい飼い主に迎えられた。

29. ペットショップの店主が高くついた裁判の末に生涯の飼育禁止



2005年、ノッティンガムのペットショップ経営者(男性62歳)が、2匹のヤモリと1匹のチャイニーズ・ウォーター・ドラゴンに不

必要な苦痛を与え、オーム3羽を不適切な小さなケージに閉じ込めたことを認め、すべてのハ虫類の生涯飼育禁止が言い渡された。

RSPCA インスペクター2人、獣医師1人、ハ虫類学者1人、警察官1人が彼のペットショップ(魚類専門店)を訪問。3羽のオームを小さなケージ内に見つけた。ケージがあまりにも小さくて、オームは羽を伸ばせない状態であった。ノッティンガム下位裁判所は様々な種類のハ虫類が、小さい、汚くて臭い環境に置かれていたとの証言を得た。35匹のハ虫類はすべて差し押さえられた。残った動物はすべて RSPCA の保護下に入った。2年後、保護管理費はほとんど 200,000 ポンドに達したが、ついに、動物は新しい飼い主の下に迎えられた。

この店主は動物に関する虐待で法律違反を犯した前歴があった。2003年に、BBC が放映した英国最悪ペットショップシリーズの中に出ていて、その結果、危険な野生動物法に対して3つの違反を犯したとして危険な野生動物のライセンスを5年間停止されていた。また、彼はライセンスを持たずに、このペットショップを営業して

いた。このショップは今売りに出されている。

動物保護法案の規定が実現すれば、このようなことが未然に防げるかもしれない。

30. 衰弱したサルーキー、ウィロー

RSPCAのインスペクターが通報により、2006年4月、ウェストサセックス州クローリーに住む夫婦(夫28歳、妻24歳)の家を訪問。ノックに対する反応はなかったが、とても痩せた犬がソファの上に横になっているのが見えた。犬は肋骨、骨盤、背骨全てが浮き上がって見え、犬の状態が心配だったので、警察官の助力を依頼した。警察官が到着したときには、夫がドアを開けた。

犬はすぐさま獣医病院へ。サルーキーの正常体重は20~30kgであるが、ウィローは13.7kgしかなかった。獣医師は「衰弱していて、体脂肪はなく、筋肉もほとんどない。」と報告。RSPCAのケアでウィローは22.4kgまで体重が増え、健康になった。

夫婦はウィローに苦痛を与えたことを認めたが、妻が病気で餌をやる事が出来なかった上に、夫も仕事で忙しかったと言いつけた。ミッドサセックス下位裁判所は、夫婦双方に10年間の犬の飼育禁止と1,500ポンドの費用の支払いを命じた。裁判官曰く、「どんな動物虐待も哀れである。動物は飼い主にその世話を頼りきっているのだから。」



31. 飼い主に7年の飼育禁止



ビンス（2歳のロットワイラー）とデイガー（5歳のジャーマンシェパードミックス）は2頭とも脱水し、重度の体重不足で発見された。

犬達は、2日間、水滴でしのいでいた。

ウエストミッドランド州ダッドリー在住の女性（25歳）は彼女の動物に不必要な苦痛を与えた（2件）として、7年間全ての動物の飼育禁止と500ポンドの費用の支払い、及び、150時間のボランティアと4ヶ月間の夜8時から朝7時までの外出禁止が言い渡された。



32. 犬は生きていたが、猫は間に合わなかった

RSPCAのインスペクターは、信じられない状態の犬と猫を発見した。テラ（犬）は重度に脱毛し、ジャスパー（猫）は病気と衰弱で立つことも、動くことも、頭を持ち上げることすら出来ない状態であった。ビショップ



オークランドの下位裁判所で、飼い主の夫婦（夫64歳、妻62歳）は不必要な苦痛を与え、且つ、病気に対して獣医師によるケア



を与えなかったことを認めた。

裁判所は生涯の全ての動物の飼育禁止と125ポンドの費用の支払いを命じた。

ジャスパーはその苦しみを終わらせるために安楽死を選択せざるを得なかったが、テラは新しい飼い主に迎えられ幸せになった。

33. グランナショナルの勝者が馬の虐待で有罪

通報のあった競走馬牧場の馬は、左後肢のかかとのうしろの傷が化膿し、体重をその脚にかけることが出来ず、脚の上部・骨盤周りの筋肉の消耗も激しい状態であった。証拠が適切な傷の治療を与えていなかったことを示していた。あまりの重傷であったので、悲しいことに、安楽死を選択せざるを得なかった。



この競走馬に責任のある、グランナショナル勝者のジョッキー・馬の所有者・トレーナーは牧場で飼育している競走馬に不必要な苦痛を与えたままにしていたことを認め、ダートハム下位裁判所はそれぞれに、2年間の条件付放免と14,731ポンドを言い渡した。競走馬牧場で飼育している馬が不必要な苦痛を受けているのを放置したことに対して、毎日の世話に関っているスタッフだけでなく、所有者が責任を認めたことは一歩前進。



34.高齢犬の悲しい最後



南ヨークシャーに住む65歳の男性が10歳のオスのコリー犬を遺棄したことに對して21日間の拘留、不必要な苦痛を与えたことに對して21日間の拘留、5年間の全ての動物の飼育禁止が言い渡された。

通報により、RSPCAのインスペクターが現地に赴くと、重度の体重不足で餌も水もベディングも与えられていない犬を発見した。犬（ブレイドと呼ばれている）を小屋につないでいるチェーンはあまりに短く横になれない。また、ブレイドは歯茎にプラム大の腫瘍ができていた。男性は、インスペクターが気付く1週間前に犬を遺棄したと告白。状態の重篤さから、獣医師は安楽死をアドバイスした。

「ひとりで残されていた1週間、ブレイドは考えられないほど苦しんでいたに違いない。彼の腫瘍は腫れて出血していましたし、餌も水も与えられず、外につながれてこの冬の凍りつくような天候にさらされていたのですから。」とインスペクター。

35.犬に猫を殺させたティーンエイジャーに對して拘留

ハダースフィールド下位裁判所はウエストヨークシャー在住のティーンエイジャーに少年院における4ヶ月の拘留と20年間の全ての動物の飼育禁止を言い渡した。

彼のスタフォードシャーブルテリアに猫を残忍に殺させているのが監視カメラに捕らえられたのであるが、裁判官は犠牲になった猫（ティガーと呼ばれていた）が



ひどい苦痛にあえぎ、恐ろしい死に至った状況と、被告が、その間何もせず横に立って見ている最後の状況が写っているその長

さにショックを受けた。「この判決は裁判所がこの犯罪の重大性とティガーが死ぬまで放置された恐ろしい残酷な方法を認識したことを示している」とインスペクター。

36.病気のスタッフィーを販売広告

チチェスター下位裁判所は、ウエストサセックス州チチェスター在住の夫婦に2頭のスタフォードシャーブルテリアの子犬に不必要な苦痛を与えたとして2年間の全ての動物の飼育禁止と1,150ポンドの費用支払いを命じた。

この夫婦は彼らのスタフォードシャーブルテリアが産んだ一腹の子犬たちのうちの2頭に獣医療を与えなかったことを認めた。ガートルード（写真）とネリーはダニと結膜炎に冒されていた。RSPCAへの通報は地域のフリーペーパーに販売広告が掲載されていたのを見て、買うために彼らのところを訪れた人からであった。RSPCAのインスペクターは、全ての子犬と母犬、成犬2頭をRSPCAに譲渡するように説得し、健康回復後、すべて新しい飼い主に迎えられた。



V 参 考

- (1) 動物虐待とは
- (2) 飼育指導が必要な事例
- (3) ボディーコンディションスコア
 - 馬-ボディーコンディションスコアによる栄養状態の評価
 - 犬-タフツ・アニマル・ケア&コンディション尺度(TACC)
 - ボディーコンディションスコア(BCS)の基準(犬)
 - ボディーコンディションスコア(BCS)の基準(猫)
- (4) 動物福祉とは
- (5) RSPCA福祉評価表
- (6) 英国の動物福祉法2006(抜粋)

(1) 動物虐待とは

積極的（意図的）虐待	ネグレクト
やってはいけない行為を行う・行わせる	やらなければならない行為をやらない
<ul style="list-style-type: none">・ 殴る・蹴る・熱湯をかける・動物を闘わせる等、身体に外傷が生じる又は生じる恐れのある行為・暴力を加える・ 心理的抑圧、恐怖を与える・ 酷使 など	<ul style="list-style-type: none">・ 健康管理をしないで放置・ 病気を放置・ 世話をしないで放置 など

動物自身の心身の状態・置かれている環境の状態によって判断される。

(2) 飼育指導が必要な事例

馬の虐待（衰弱）事例の判決文において、「動物の愛護及び管理に関する法律第 27 条第 2 項「虐待」とは、愛護動物の飼育者としての監護を著しく怠る行為を指すものであり、その代表的な行為として「みだりに給餌又は給水をやめることにより、衰弱させる行為」が例示されているものと解される。したがって、必ずしも愛護動物が「衰弱」していなければならないものではなく、著しく不衛生な場所で飼育し、給餌又は給水を十分に与えず愛護動物を不健康な状態に陥らせるという行為も、上記「虐待」に該当するものと言うべきである。」と一步踏み込んだ判断がなされました。

今は、法律で言う虐待まで行かないが、放置すればそのようになると判断される場合に改善させて、虐待に至らないようにするのが指導であり、「動物の愛護及び管理に関する法律」の下に定められた、4つの基準に基づき指導する。

殺傷については、すでに、法律で言う明らかな虐待行為に至っていると考えます。

○一般家庭における事例

- ・餌が十分でなく栄養不良で骨が浮き上がって見えるほど痩せている。（病気の場合は獣医師の治療を受けているか。高齢の場合はそれなりの世話が出来ているか。）
- ・餌を数日入れ替えず、腐っていたり、固まっていたりする。
- ・器が汚く、水入れには藻がついている。あるいは、水入れがなく、いつでも新鮮なお水を飲むことが出来ない（獣医療上制限されているときを除く）。
- ・長毛種の犬猫が手入れをされず、毛玉に覆われている。
- ・爪が伸びっぱなしである。
- ・犬：繋ぎっぱなしで散歩にも連れて行かず、糞が犬の周りに何日分もたまり、糞尿の悪臭がする。

犬：外飼いの場合、犬小屋もなく、又はあっても大きな穴が開いていたりして、寒暑風雨雪等の厳しい

天候に晒されている。

- ・狭いケージに閉じ込めっぱなしである。
- ・多頭飼育で、飼育環境が不衛生。常時、糞尿、抜けた毛、餌、缶詰の空やゴミがまわりにちらかっており、アンモニア臭や悪臭がする。
- ・動物が病気で苦しんでいても獣医師の治療を受けさせない。

○業者における事例

- ・ケージが狭くトイレと食餌のスペースの区別がない。動物が排泄物の上に寝ている。
- ・常時水を置いていない。あるいは、水入れはあるが中に藻がついていたりして不潔。
- ・幼令にもかかわらず、食事の回数を朝晩の 2 回しか与えず、また、それでよいと説明している。
- ・糞尿が堆積していたり、食べ物の残渣が散らかっていたりして、清掃が行き届かず、建物内、ケージから悪臭がする。
- ・動物のからだ汚れている。
- ・駆虫・ワクチン等を含めた健康管理をしていない。
- ・病気に罹患しているにもかかわらず、獣医師の治療を受けさせていない。
- ・獣医師の免許のない業者が、販売後の治療をしている。
- ・飼育環境が飼育している動物に適していない。（温度・湿度の調整も含む）
- ・ケージに動物を過密にしている。
- ・店内の音楽が大音量で犬が休めない。
- ・説明責任を果たしていない。（うその説明）
- ・西日が当たったりして建物内の温度が上昇、あるいは、その逆で、冬季の低温その対応をしない。

(3)ボディコンディションスコア

馬—ボディコンディションスコアによる栄養状態の評価

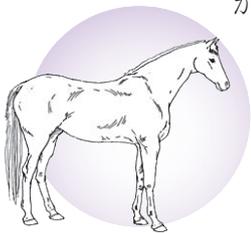
提供：馬の保護管理研究会

●はじめに 栄養状態を馬体から評価する尺度にボディコンディションスコアがあります。馬、牛、羊等の家畜等に使用され、飼養管理が適切かどうかの参考にします。

これは体の特定部分の皮下脂肪量を、外観と触った感じで評価するもので、二つの方式あります。一つは Hennekeetal.の9点式、もう一つは Carolland Huntingtonの5点式です。国際的には前者が多く用いられ、国内で出版されている『軽種馬飼養標準』にもサラブレッドをモデルにした評価法が載っています。

一方、たとえば英国の団体は多くが5点式を用い、必要に応じ0.5点単位で点数をつけます。本頁は、専門家以外の方々に役立てていただくことが狙いなので、より簡便な後者を紹介します。

以下の図は、英国馬協会の資料を参考にポイントを強調して描き起こしたものです。まず骨盤(お尻)の状態からスコアを出し、他の部位でのスコアがこれと1点以上違っていたら、±0.5を補正します。



理想はスコア2.5～3.5です。これは、軽くさわると肋骨にふれるが、肋骨は見えるか見えないかで、くっきり浮き上がってはいない状態で、尻は滑らかな丸みを帯びます。

2より低い馬、4より高い馬は働くのに適しません。

《骨盤》

角張り、皮膚はかたく張る。尻の肉は大きくへこむ。尾の下は深くぼむ。

《背とあばら》

皮膚の下にあばらが浮く。背骨はくっきり突出。

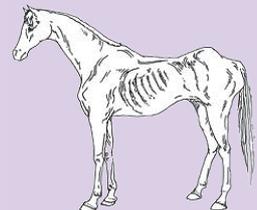
《頸》

顕著な鹿頸。つけ根は細くたるむ。

スコア

0

非常に痩せている



《骨盤》

骨盤と尻の頂点は突出。尻の肉はへこむが皮膚はしなやか。尾の下は深くぼむ。

《背とあばら》

あばらのはっきりみえる。背骨が突出し両側の皮膚はたるむ。

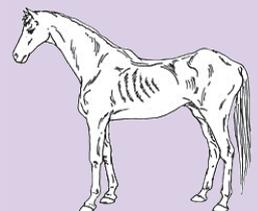
《頸》

鹿頸で、つけ根は細くたるむ。

スコア

1

痩せている



《骨盤》

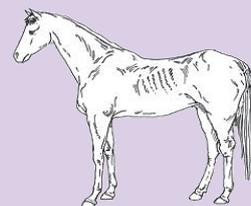
尻は背骨の両側とも平ら。尻の頂点は明瞭で、やや脂肪がつく。尾の下は軽くぼむ。

《背とあばら》

あばらがかろうじて見える。背骨はおおわれているが、ふれると脊椎の突起がわかる。

《頸》

細いがしまっている。



スコア
2
やや細め

《骨盤》

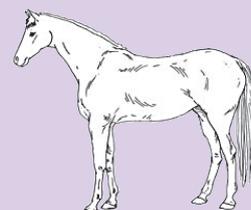
脂肪におおわれ丸みがある。溝はない。ふれると骨盤が容易にわかる。

《背とあばら》

あばらは薄くおおわれるが、ふれると容易にわかる。背の中央に溝はない。背骨はよくおおわれるが、ふれるとわかる。

《頸》

もりあがりのない（種雄馬ではもりあがる）、しまった頸。



スコア
3
良好

理想はスコア 2・5、3・5

《骨盤》

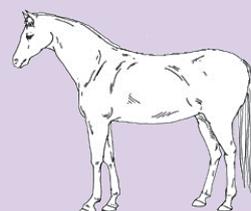
尾根にかけて溝がある。骨盤はやわらかい脂肪におおわれ、強く押さないとふれられない。

《背とあばら》

あばらはよくおおわれ、強く押さないとふれられない。背骨にそって溝がある。

《頸》

軽くもりあがる。



スコア
4
太っている

《骨盤》

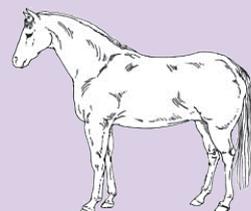
尾根にかけて深い溝がある。皮膚はふくらんで広がる。骨盤はうまり、ふれられない。

《背とあばら》

あばらはうまり、ふれられない。背にそって深い溝がある。背は広く平ら。

《頸》

顕著にもりあがる。非常に太くしまる。脂肪でしわができる。



スコア
5
非常に太っている

《補足》

馬の体型は品種、年齢によっても違いがあります。評価のポイントに注目するようにして下さい。

専門的な診断や判定には9点式をおすすめします。『軽種馬飼養標準』に詳細があるほか、インターネットで“[body condition score horse](#)”等で検索すれば海外の頁が多数見つかります。

蹄の病気である蹄葉炎は、様々な原因があげられていますが、カロリー過多の濃厚飼料やヘイキューブ、糖分の多い青草の食べ過ぎもその一つで、ポニーや肥満した馬に発症しやすいといわれます。発症すると激痛と跛行が起こり、薬物以外にも特殊な削蹄や蹄鉄が必要になることもあります。軽いうちに対処すれば予後もよいですが、中には劇症であったり、慢性化して徐々に進行し、最悪の場合は安楽死させなければならなくなることもあります。

夏毛の時期はスコアの判定は容易ですが、冬毛の時期、とくに毛の長い馬では骨が浮いても見た目では気づかず、飼主は太っていると信じているのに実はやせ細っている、ということもよくあります。気温が下がれば、馬は体温維持のため余分にエネルギーを必要とし、同量の飼料、運動量であっても痩せてくる場合があります。冬毛の長い馬ほどといねいに触わり、状態を確認する習慣をつけましょう。

雌馬に子供を生ませる場合はとくに妊娠と授乳のために必要な栄養分の増加に注意します。子供が生まれておなかが小さくなったからと、飼料を減らして痩せさせてしまう例がたまにありますが、授乳中は逆に飼料を増やさなければなりません。栄養管理の方法は必ず獣医師と相談して下さい。

飼料を計量していても、その時々で出来不出来で栄養価が変動します。寄生虫や歯の不整、その他健康問題から痩せることもあるので、飼料の計量と同時にボディコンディションにも注意し、不安や疑問があれば早めに獣医師に相談するようにしましょう。

犬-タフツ・アニマル・ケア&コンディション尺度(TACC)

*パトロネック, GJ: A manual to aid veterinarians in preventing, recognizing and verifying abuse. AHA, 1997 参照。

①身体的状態の尺度 ②気候における安全性の尺度 ③環境状態の尺度と ④身体的なケアの尺度
これら4つの得点(スコア)をベースにネグレクトのリスクを評価する。

①身体的状態の尺度

(長毛種においては、要触診。状態は、各犬種の通常の身体的状態と照らし合わせた上で解釈すべきである。)

●やせ衰え、やつれている状態

- ・一見ただけで、骨が突出した状態がわかる。
- ・身体に脂肪がついていることが認められない。
- ・筋肉の質量が激減していることが明らかに認められる。
- ・著しい腹部のくべれと砂時計型の身体。

5



●著しく標準体重を下回っている状態

- ・肋骨、腰椎、骨盤が見ただけで容易に確認できる。
- ・触って確認できる脂肪がない。
- ・多少の筋肉の質量の減少。
- ・目立った腹部のくびれと胴まで続いている砂時計型の身体。

4



●やせている状態

- ・腰椎の表面が目で確認でき、骨盤が目立ち始めている。
- ・肋骨は、容易に触って確認できる、もしくは触れずに見ただけで確認できる。触っただけでは脂肪がついていることは確認できない。
- ・胴と腹部がくびれているのが明らかである。
- ・筋肉の質量のわずかな減少。

3



●標準以下の体重でやや、やせている状態

- ・最小限の皮下脂肪。肋骨には容易に触れることができる。
- ・腹部のくびれが確認できる。
- ・ウエストが上から見たときに、しっかりと確認できる。
- ・筋肉の減少はない。
- ・猟犬のような身体が細い犬種においては標準的な体形。

2



●理想的な状態

- ・余分な皮下脂肪はついていなく、肋骨に触れられる。
- ・側面から見た時に、腹部が少しくびれている。
- ・上からみると、肋骨の後部にウエストが確認できる。

1



②気候における安全性の尺度（犬のサイズにあわせ、斜めの線からのスコアを当てはめる）

● 暖かい、もしくは暑い時

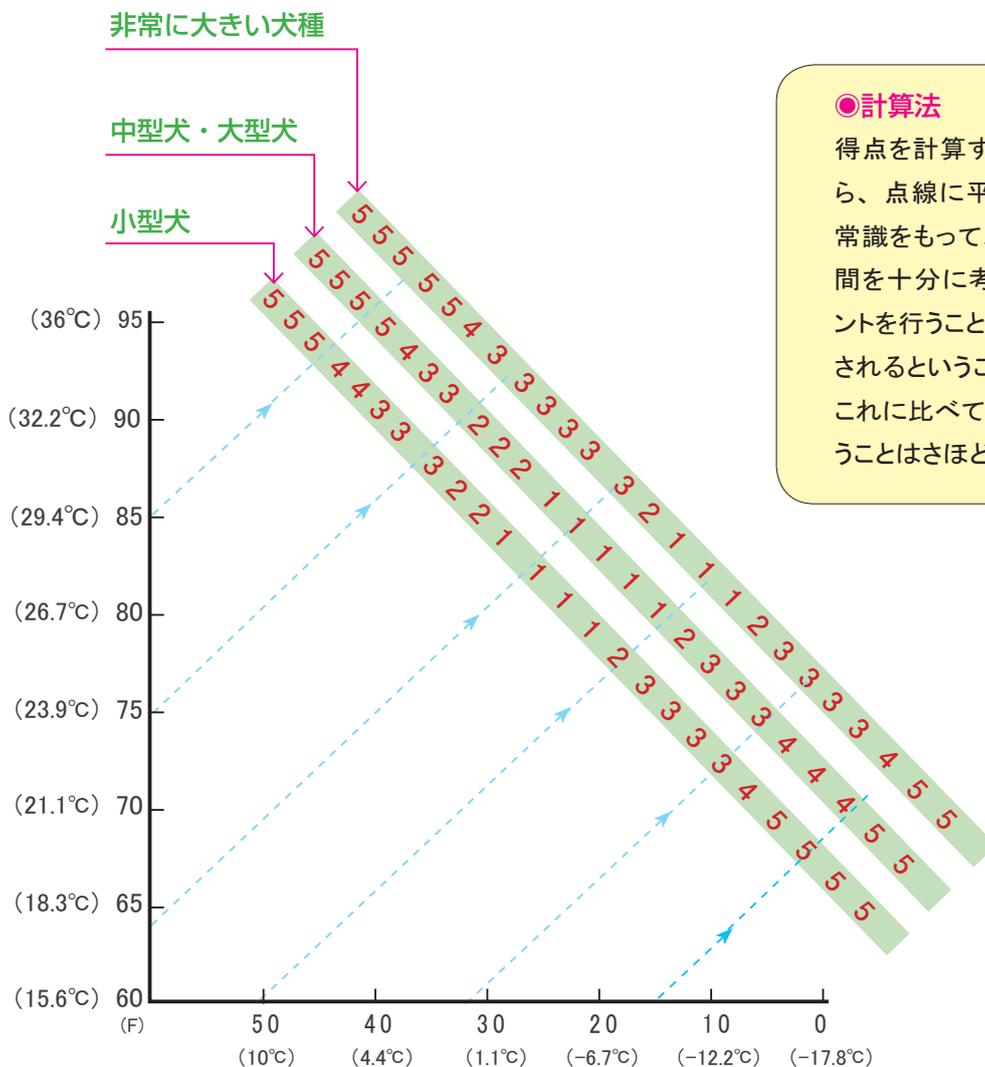
- ・水が飲める状態であれば、1点引く
- ・犬が日陰にいて、直射日光から守られている状態であれば、1点引く
- ・犬が短頭症であれば、1点足す
- ・犬が肥満状態であれば、1点足す

● 涼しい、もしくは寒い場合

- ・小型犬であれば、1点足す
- ・雨・みぞれに犬がさらされている状態であれば、2点足す
- ・北国の犬種、もしくは毛深い犬種であれば、1点引く
- ・適切な犬小屋と寝床があれば、1点引く
- ・寒い気候に順応した犬である場合、1点引く

● 全ての気候において

- ・犬が月齢六ヶ月以下の場合、もしくは高齢犬の場合、1点足す



● 計算法

得点を計算するには、現在の気温の位置から、点線に平行した線を引き点数を定める。常識をもって、犬がその気温にさらされた時間を十分に考慮した上で、リスク・アセスメントを行うこと。例えば、短時間で高温にさらされるということは、命に関わりかねないが、これに比べて、同じ時間寒さにさらされるということはさほど危険ではない。

軸に記してある数値は、華氏 (F°) で、犬がさらされている温度をあらわしている。

③環境状態の尺度

5

劣悪な状態

糞尿が何日間・何週間分もたまっている。呼吸が困難になるような悪臭。大量のごみがある状態。リラックスした姿勢で休むことや、通常の姿勢を保つことを妨げている、もしくは動物の身に危険が及ぶような状態（あるいは、これら全ての状態を満たしている。）動物が糞尿、泥、よどんだ水との接触を回避することが困難、もしくは不可能な状態。餌と飲み水は汚染されている。

4

非常に不衛生な状態

糞尿が何日間分もたまっている。動物が、糞尿との接触を回避するのは困難な状態。リラックスした姿勢で休める状態、もしくは動物の動きを妨げるぐらいのごみの量がある。とがったものやガラスにより、動物が傷つく可能性がある。呼吸することが不愉快であるぐらいの悪臭。水溜りや泥を回避することが困難な状態。

3

不衛生な状態

何日間分かの糞尿がたまっている状態。動物が糞尿との接触を回避できる状態。においは多少気になる状態。ごみはあるが、それが、動物がリラックスした状態で休んだり、動物の通常の姿勢を妨げることはない。

2

最低基準ぎりぎりの状態

①の許容できる衛生状態より多少不衛生であるかもしれないが、ほぼ同じ状態。1～2日分以下の糞尿がたまっている状態。多少散らかっている。

1

許容できる衛生状態

乾燥していて、糞尿の無い環境。餌と飲み水は汚染されていない。リラックスした姿勢で休むこと、通常の姿勢を保つこと、動物の動きを妨げない環境であり、犬に害を及ぼすようなものが環境に存在しない状態。

「環境」とは、犬舎、サークル、庭、ケージ、納屋、部屋、縛り付けられている場所など、動物が大半の時間を過ごす場所のことである。犬を特定のカテゴリに分類するには、上記の全ての状態を確認できなくてもよい。

④身体的ケアの尺度

5

劣悪な状態

毛玉と汚れで著しく不衛生で、それにより、通常の動作や視界が妨げられている状態。会陰部に糞尿がたまり、それによりただれている状態。毛が一枚のマットのようにつながっている。毛を完全に切ってしまわない限り、グルーミングのできない状態で、毛玉の中にごみが引っかかっている状態。爪は伸びすぎにより曲がっており、肉球を傷つけている可能性もある。こうなった場合、足が正常な位置におさまらず、歩行が困難、もしくは苦痛を伴うことになる。首輪やチェーンをつけている場合、首に食い込んでいる可能性もある。

4

不健康な状態

毛玉がたくさんあり、くしやブラシでからみ合った毛を元に戻すことは不可能な状態。毛玉の中にごみが引っかかっている場合もある。毛をかなり切らないと、毛玉を排除できない状態。長く伸びた爪により、足が正常な位置におさまらず、通常の歩行の妨げになる可能性もある。糞尿により、会陰部がただれている可能性もある。首輪やチェーンをつけている場合、それはきつく、皮膚がすれている可能性がある。

3

ボーダーラインの状態

毛玉はたくさんあるが、毛を完全に切らなくてもグルーミング可能な状態。会陰部に糞尿がたまることはなく、それによるただれもない。爪はしばらく切られていない状態にあり、それにより犬の歩行に影響される場合がある。首輪やチェーンをつけている場合、少しくつめで、首の毛をすり減らしている可能性がある。

2

世話を多少怠った状態

毛は多少汚く、少し毛玉もあるが、すぐにもとに戻せる状態。ブラシやくしによりグルーミングができる状態。爪も切る必要がある。首輪やチェーンをつけている場合、その長さはちょうど良い状態。

1

適切な状態

清潔で、毛もその犬種に適した長さであり、ブラシやくしがすっと通る状態。爪は、床に触れない、もしくは床すれすれの長さ。首輪やチェーンをつけている場合、その長さはちょうど良い状態。



犬を特定の категорияに分類するに当たって、上記のリストに記載されている全ての状態に当てはまらなくてもよい。尺度の使用者がどの категорияに犬が最も当てはまるかを考慮するべきである。この尺度は、獣医療の必要な状態（骨折など）におけるアセスメントを行うためのものではなく、こういった場合、TACCの結果が必要なアセスメントの妨げになってはならない。

各尺度からの、TACCの得点の解釈

TACC の得点のアセスメントは、①身体的状態、②気候における安全性、③環境状態と④身体的なケアのいずれかにおける得点（スコア）をベースにして行われる。

多数の尺度を用いた場合、最も高得点を記録した尺度の点数を用いてネグレクトのリスクを評価するべきである。多数の尺度における高得点は、一つの尺度でのみ高得点を記録した場合と比較して、より深刻なネグレクト、リスク、非人道的な扱いが存在する可能性を示している。

スコア	身体的状態、身体的ケア、及び環境状態の尺度	気候の状態の尺度
5 以上	著しいネグレクトと非人道的な扱い。動物を保護するべく積極的に動かねばならない、危機的状況。	生命にかかわるリスクが存在する。リスクを軽減するために、すぐさま介入が必要な状態（飲み水や寝床の確保）。
4	重度のネグレクトか非人道的な扱い（もしくは両方）の痕跡が明らかにある。（ただし、動物の状況に関しては、獣医学的な理由がある場合を除く。）早急な改善が必要な状況。	危険な状態になりつつある。リスクを軽減するため、早急な介入が必要（飲み水、日陰、寝床の確保、もしくは室内飼いにする）。飼い主に対して、リスクの警告を行い、必要な環境について説明する。
3	ネグレクトの指標が存在する。時宜にかなったアセスメント、改善か、状況のモニタリング（もしくはこの全て）が必要な状況。	犬種、時間帯、外飼いであるか否かにより、危険につながる可能性がある状況。飼い主に対して、リスクと必要な環境について啓発する。
2	世話を多少怠っているか、何らかの理由で動物にとって居心地の悪い状況。適切に評価し、飼い主と注意点について話し合う。必要であれば、飼育方法の改善について助言を行う。	リスクは低いですが、状況进行评估し、必要であれば、注意点や適切な環境に必要な点について、飼い主と話し合う。
1 以下	尺度をベースとした結果においては、ネグレクトが行われている痕跡はない。	リスク要因はない。

注意点

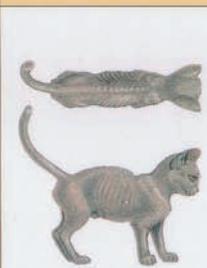
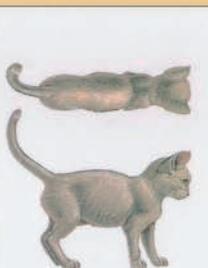
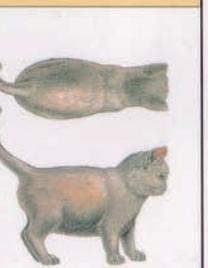
TACC の得点は、ネグレクトの存在する可能性を評価するため、通報された動物虐待のケースに関する調査の優先順位を定めるため、そして調査機関がケースの内容をまとめるために用いるべき単純なスクリーニングツールである。TACC の得点は、獣医師や法的機関によるアセスメントの代用として用いられるべきではない。TACC の得点が低くても、虐待やネグレクトと判断される可能性があり、動物や環境の詳細な観察により獣医療が必要であると判断されることもあることを、常に念頭においておくこと。

ボディコンディションスコア(BCS)の基準(犬)

BCS	1	2	3	4	5
					
	削 瘦	体重不足	理想体重	体重過剰	肥 満
%理想体重	≤85	86—94	95—106	107—122	123≤
%体脂肪	≤5	6—14	15—24	25—34	35≤
肋 骨	脂肪に覆われず容易に触知できる	ごく薄い脂肪に覆われ容易に触知できる	わずかに脂肪に覆われ触知できる	中程度の脂肪に覆われ触知が困難	厚い脂肪に覆われ触知が非常に困難
腰 部	皮下脂肪がなく骨格構造が浮き出ている	皮下脂肪はわずかで骨格構造が浮き出ている	なだらかな輪郭またはやや厚みのある外見で、薄い皮下脂肪の下に骨格構造が触知できる	なだらかな輪郭またはやや厚みのある外見で、骨格構造はかろうじて触知できる	厚みのある外見で骨格構造は触知困難
腹 部	腹部の凹みは深くなり強調された砂時計型を呈する	腹部の凹みがあり顕著な砂時計型を呈する	腹部の凹みがあり適度な腰のくびれがある	腹部の凹みや腰のくびれはほとんどあるいは全くなく、背面はわずかに横に広がった状態	腹部が張り出して下垂し、腰のくびれはなく背面は顕著に広がった状態/脊柱周囲が盛り上がるなど溝を形成することがある

日本ヒルズコルゲート株式会社提供

ボディコンディションスコア(BCS)の基準(猫)

BCS	1	2	3	4	5
					
	削 瘦	体重不足	理想体重	体重過剰	肥 満
%理想体重	≤85	86—94	95—106	107—122	123≤
%体脂肪	≤5	6—14	15—24	25—34	35≤
肋 骨	脂肪に覆われず容易に触知できる	ごく薄い脂肪に覆われ容易に触知できる	わずかに脂肪に覆われ触知できる	中程度の脂肪に覆われ触知が困難	厚い脂肪に覆われ触知が非常に困難
骨格の隆起	容易に触知できる	容易に触知できる	—	—	—
腹 部	腹部の凹みは深くなっている	腰のくびれがありごく薄い脂肪層が触知できる	適度な腰のくびれがあり、腹部はごく薄い脂肪層に覆われる	腰のくびれはほとんどあるいは全くなく、腹部は丸みを帯び中程度の脂肪に覆われる	過剰な脂肪の沈着によって膨満し、腰のくびれがなくなる脂肪は腰部、顔、あるいは四肢に蓄積することもある

日本ヒルズコルゲート株式会社提供

(4)動物の福祉とは

○ **福祉の定義** 肉体的・精神的に十分に健康で、幸福であり、環境にも調和していること。

○ **動物のニーズ** 人間以外の動物の一生の基本的ニーズ（生理的、環境的、心理的、社会的）は人間と共有しているが、飼育下あるいは人間によって制限された環境にいる動物たちは、これらのニーズを自身で満たすことができない。これらの状況において、人間は出来る限りその動物が苦痛を受けずに生活が出来るようにする義務がある。

○ **動物の福祉はそれぞれの動物の一生の基本的ニーズを満たすことである。**

○ **動物の福祉は感情の問題ではなくて行動規範である。**

○ **動物の福祉は科学である**

- ・ 動物の苦痛は科学的に測定できる。
 - ・ 動物の行動は福祉の指標である。
 - ・ 動物の福祉の科学は国際的に認められた学問である。
 - ・ 多くの政府は動物福祉の部局を持ち、閣僚を配している。
-

◎ **苦痛とは**

- ・ 苦痛は広範な感情の不安な状態と定義付けることが出来る。
 - ・ 痛み、不快、傷害、疾病、失調、極度の疲労、恐怖、欲求不満、社会的仲間の喪失、その他人間が気付いていない苦痛の状態として現れる。
 - ・ 動物の苦痛を言うときに、今までは、一般的に肉体的な痛みしか取り上げられてこなかったが、今では精神的苦痛も重要視されている。
-

◎ **5つの自由（フリーダム）**

- 1 飢えと渇きからの自由
- 2 不快からの自由
- 3 痛み、負傷、病気からの自由
- 4 恐怖や抑圧からの自由
- 5 自然な行動をとる（本来の習性を発揮する）自由

(5) 動物福祉評価表 (5フリーダムに基づいた福祉評価)

RSPCA では、査察員が動物の飼育管理の状態を調査するのにわかりやすい5フリーダムに基づいた動物福祉評価表 (イエス・ノーでチェック) を作成し、飼い主や管理者にもその結果を渡すことによって、改善しやすくし、効果が上がっているといわれています。RSPCA の査察員が扱う事例でもそのほとんどは飼い主や管理者を指導して改善させることで、裁判にまで持っていく事例はほんの一部なのです。早い時点で改善させられることは、動物も苦しまなくて済むのですから、虐待を未然に防ぐことに繋がります。

参考までに、以下に、その動物福祉評価表の内容を挙げてみます。

◎ RSPCA Animal welfare assessment (動物福祉の評価)

下記の項目は、RSPCA 査察員による、動物飼育状況の評価です。

No にチェックがついている項目は、動物福祉の確保のために改善が必要とされます。

※ RSPCA 査察員により記入

適切な食べ物が与えられているか		Yes	No
1	動物はいつでも水が飲める状態ですか？		
2	動物は栄養的に適切な食事を与えられていますか？		
適切な環境が与えられているか		Yes	No
3	動物は適切な環境に置かれていますか？		
4	環境は清潔ですか？		
5	危険物が環境に置かれていませんか？		
6	悪天候のときに保護するシェルターがありますか？		
7	快適な休息場所がありますか？		
痛み、怪我、病気や苦痛 (恐怖や抑圧も含む) から護られているか		Yes	No
8	動物が痛み、怪我、病気、苦痛から護られていますか？		
9	動物が恐怖や抑圧から護られていますか？		
自然な行動 (習性) がとれているか		Yes	No
10	動物が正常な行動をとれるだけの適切な環境が与えられていますか？		
他の動物と共に暮らす、あるいは離れている自由はありますか		Yes	No
11	その動物は特定の社会的仲間が必要ですか？		

◎動物福祉評価 - 警告通知書

あなたにはあなたの動物を適切に世話をする法的責任があります。この通知書に書かれているウェルフェアアドバイスに従わなかった場合、動物福祉法 2006 によって告発されることもあります。

• RSPCA インспекターの適切な飼育管理基準に基づいた意見

.....
 • どのように改善が必要か

.....
 • 改善の期限

.....
 • 期限直後の査察

(6) 英国の動物福祉法 2006 (抜粋)

前置き

3 条 動物に対する責任

- (1) この法律では、動物の責任者は、永続的であれ、一時的であれ、動物に関する責任者である者を指す
- (2) この法律では、動物に対する責任を負うということには、主導権を持ち管理するという事も含まれる
- (3) この法律では、動物の所有者は、常に動物の責任者とみなされる
- (4) この法律では、16 歳以下の者の保護者は、その保護下・管理下にある 16 歳以下の者が責任を負う動物に対する責任者でもある

危害の防止

4 条 不必要な苦痛

- (1) 以下の場合は法律違反とみなす
 - (a) 行為もしくは行為の欠如が動物に苦痛をもたらし、
 - (b) 行為もしくは行為の欠如が苦痛をもたらすもしくは苦痛をもたらす可能性が高いということを知っていたもしくは知っているはずであり、
 - (c) 動物が保護動物であり、かつ、
 - (d) 苦痛が不必要である
- (2) 以下の場合は法律違反とみなす
 - (a) 動物の責任者であり、
 - (b) 他者の行為もしくは行為の欠如が動物に苦痛をもたらし、
 - (c) このようなことが起こることを妨げなかった、もしくはあらゆる状況下においてこのようなことが起こることを防止する手段をとらなかった (他者の監督、その他の手段) かつ、
 - (d) 苦痛が不必要である
- (3) 本項において、苦痛が不必要であるか否かを判断するために以下のことを考慮すること

- (a) 苦痛が適切に回避・軽減できたか否か
- (b) 苦痛をもたらした行為が法律もしくは法律のもとに規定された適切な手段や資格に準じて行われたものであるか否か
- (c) 苦痛をもたらした行為が以下のような正当化される目的のためのものであったか否か
 - (i) 動物に利益をもたらすことが目的のもの
 - (ii) 人間、所有物、もしくは他の動物を保護することが目的のもの
- (d) 問題の行為の目的に値する苦痛であったか否か
- (e) 問題の行為が資格のある、人道的な者が行ったものであるか否か
- (4) 本項における事項は適切かつ人道的な動物の処分に当てはまるものではない

8 条 動物を闘わせることなど

- (1) 以下のことを行った場合法律違反とみなす
 - (a) 動物を闘わせることを行うこと、もしくはそれを試みること
 - (b) 動物を闘わせる場への入場料としてそれとわかっていて、料金を受け取ること
 - (c) それとわかっていて、動物を闘わせることを宣伝すること
 - (d) 動物を闘わせる場へ出席できるようもしくは出席を促すことを意図して動物を闘わせることに関する情報を提供すること
 - (e) 動物の闘いの結果もしくは動物の闘いの最中におこりうる出来事について賭けをすることもしくは賭けに応じること
 - (f) 動物を闘わせることに参加すること
 - (g) 動物を闘わせることに用いることを意図して、動物を闘わせることに関連したことに使うために作られたもしくは改良されたものを所有すること
 - (h) 動物を闘わせることに関連することに用いるために動物を飼育もしくは訓練すること
 - (i) 動物を闘わせることに用いるために土を所有すること
- (2) 法律に基づく理由、もしくは適切な理由なしに動物を闘わせる場にいることは、法律違反である

- (3) 法律に基づく理由、もしくは適切な理由なしに以下のことを行った場合、法律違反とみなす
- (a) それとわかっていて、動物を闘わせたもののビデオ録画を供給すること
 - (b) それとわかっていて、動物を闘わせたもののビデオ録画を出版すること
 - (c) それとわかっていて、動物を闘わせたもののビデオ録画を他人に見せること
 - (d) それとわかっていて、供給することを意図として、動物を闘わせたもののビデオ録画を所有すること
- (7) 本項においては、「動物を闘わせること」とは、保護された動物が、闘うこと、格闘すること、もしくはそれをいじめることを目的として、他の動物もしくは人間と同じ場所に置かれることである

福祉の推進

9 条 福祉を保障するための動物の責任者の義務

- (1) 良い世話の実行のために必要と定められているところまで実践する責任を負う動物のニーズを満たしていることをあらゆる状況下において保障するために適切な手段を講じない場合、法律違反となる
- (2) この法律においては、動物のニーズには以下のことが含まれる
 - (a) 適切な環境のニーズ、
 - (b) 適切な食餌のニーズ、
 - (c) 通常の行動パターンを表現することのニーズ、
 - (d) 他の動物といっしょにもしくは隔離して生活することのニーズそして
 - (e) 痛み、苦痛、外傷や疾病から守られることのニーズ
- (3)(1) を適用するときを考慮することには特に以下のことが含まれる
 - (a) 法律で規定された動物を保有する目的
 - (b) 法律で規定された動物に関連する活動
- (4) 本項における事項は適切かつ人道的な動物の

処分に当てはまるものではない

10 条 改善通知

- (1) 動物査察官が、9(1)を遵守していないと思つた場合、その者に対して以下の内容を通告することができる
 - (a) 上記の自分の意見を伝える
 - (b) どのようにその者が法律を遵守していないかの詳細を伝える
 - (c) 法律を遵守するために講じなければならない手段を伝える
 - (d) 上記の手段を講じなければならない期間を伝える
 - (e)(2) 及び (3) の実施内容の説明する
- (2)(1) の通告（「改善通知」）を行った場合、9(1)に規定された訴訟の手続きは以下の事項に関する(1)(d)（「遵守期間」）に規定された期間が終わる前に行うことはできない
 - (a) 通知のもととなった遵守していないという行為
 - (b) 遵守していないという行為の継続
- (3) 改善通知に規定された手段が遵守期間の終わる前に講じられた場合、以下のことに関して9(1)に規定された訴訟の手続きを行うことはできない
 - (a) 通知のもととなった遵守していないという行為
 - (b) 通知に規定された手段を講じる前の、遵守していないという行為の継続
- (4) 査察官は、改善通知に規定された遵守期間を延長もしくは更に延長することができる

抑圧状態にある動物

18 条 抑圧状態にある動物に関する権限

- (1) 査察官もしくは警察官が保護動物が苦しんでいると思つた場合、動物の苦痛を早急に和らげるために必要と思われる手段を講じるもしくは講じられるように手配することができる
- (2)(1) は、動物の処分の権限を与えるものではない
- (3) 獣医師が、保護動物の状態が、その動物の

最善の利益のために処分されるべきであると判断した場合、査察官もしくは警察官は以下のことを行うことができる

- (a) その場もしくは他の場所に移して動物を処分することができるもしくは
- (b)(a) により規定された行為が行われるように手配することができる
- (4) 査察官もしくは警察官は以下の状態であると思われる場合、獣医師の許可なしに(3)に規定されている行為を行うことができる
- (a) 処分する以外の適切な選択肢がないくらい動物の状態が悪い
- (b) 獣医師の判断を待つことが適切ではないくらい処分が必要な状態である
- (5) 査察官もしくは警察官は、獣医師が以下のように判断した場合、動物を押収することができる
- (a) 動物が苦しんでいる
- (b) 状況が変わらない場合、苦しむ可能性が高い
- (6) 査察官もしくは警察官は、以下の状態であると思われる場合、獣医師の許可なしに(5)に規定されている行為を行うことができる
- (a) 動物が苦しんでいる、もしくは状況が変わらない場合、苦しむ可能性が高い
- (b) 獣医師の判断を待つことが適切ではないくらい押収することが必要な状態である
- (7)(5) により与えられた権限には、(5)に規定された権限により押収された動物の子どもを押収することも含まれる
- (8)(5) の規定のもと動物が押収された場合、査察官もしくは警察官は以下のことができる
- (a) 安全な場所に動物を移動する、もしくは移動の用意をする
- (b) 動物の世話をする、もしくは世話の用意をする
 - (i) 押収されたときに飼育されていた敷地内において
 - (ii) その他適切な場所において
- (c) 識別のために、印をつけるもしくは印をつける用意をする
- (9)(8)(b)(i) の規定によりもしくは規定された手配のもと活動している者は、敷地内にある用具全てを用いることができる

(10) (3) もしくは (5) の許可を出すか否かを判断することを目的に、獣医師は、動物の検査や試料を採取することができる

(11) 動物の責任者の関知していない状態で本項に規定された権限を行使する場合、権限を行使した後できるだけ早急かつ適切な時間内に、動物の責任者に権限の行使を知らせるために、その状況において適切な手段を講じなければならない

(12) 本項により与えられた権限を行使することを妨害することは法律違反である

(13) 本項に規定された活動を行う際に費用を負担した者による申請があった場合、治安判断所は、適切な者に弁償を命令することができる

19条 18条の目的のための立ち入り調査の権限

(1) 動物査察官もしくは警察官は、以下のように思われる場合、保護されている動物を探すため、そしてその動物に関連して、18条において規定されている権限を行使するために敷地内に侵入することができる

(2)(1) は、敷地内の私的な住居に侵入する権限を与えるものではない

(3) 査察官もしくは警察官は（必要であれば）、(1)に規定された権限を行使するために適切な力を行使することができるが、これは、(4)に規定されている令状が発行されそれが実行される前に侵入することが必要であると思われる場合のみである

(4)(5) を前提として、査察官もしくは警察官の申請のもと、治安判断所は、(1)に規定された目的のために、査察官もしくは警察官の敷地内への侵入、そして必要であれば適切な力を用いることを許可する令状を発行することができる

(5)(4) に規定された令状を発行する権限は治安判断所が以下の事項に納得した場合行使できる

(a) 保護動物が敷地内におり、動物が苦しんでいるもしくは状況が変わらないと苦しむ可能性が高いと考える適切な理由があり

(b) 敷地に関連して、52条の要件が満たされている

20条 18条 (5)のもと押収された動物に関連する命令

- (1) 治安判断裁判所は、18条(5)の規定により押収された動物に関して以下のことを命令することができる
 - (a) 動物に特定の治療が行われること
 - (b) 特定の者に動物の所有権を譲渡すること
 - (c) 動物が売却されること
 - (d) 動物が売却以外の方法で処理されること
 - (e) 動物が処分されること
- (2) 18条(5)の規定により動物が押収されたとき、動物が妊娠している場合、生まれてくる子どもに関しても、(1)により与えられた権限が行使できる
- (3)(1)により与えられた権限は以下の者の申請によりのみ行使できる
 - (a) 動物の飼い主もしくは
 - (b) 動物に適切な関心があると裁判所が認めた者
- (4) 以下が当てはまらない場合、裁判所は(1)に規定された命令をすることができない
 - (a) 動物の飼い主に意見聴取の機会を与えた
 - (b) 飼い主と意思疎通を行うことが適当でないということが判明した
- (5) 裁判所が、(1)に規定された命令をする場合、以下のことを行うことができる
 - (a) 命令を実行する者を任命するもしくは実行の手配をすること
 - (b) 命令の実行を指揮する
 - (c) 命令の実行をするために更なる権限を与える(動物が飼育されている敷地内に侵入する権限を含む)
 - (d) 命令を実行するためにかかった費用の弁償を命令する
- (6) 本項により規定された権限の行使の判断には、動物の価値を保護する望ましさ及び弁償を命令される費用の増加を防ぐことなどを考慮しなければならない
- (7) 本項により与えられた権限の行使を意図的に妨害することは法律違反である
- (8) 18条(13)もしくは(5)(d)により動物の飼い主が負債を抱えた場合、動物の売却により得た金額から、負債の金額と同額を差し引くことができる

有罪判決後の権限

32条 懲役もしくは罰金

- (1) 4条、5条、6条(1)及び(2)、7条、8条に違反した者には即決裁判により以下の罰則を科す
 - (a) 51週以下の懲役
 - (b) £2,000以下の罰金
もしくはその両方
- (2) 9条、13条(6)、もしくは34条(9)に違反した者には即決裁判により以下の罰則を科す
 - (a) 51週以下の懲役
 - (b) 標準尺度においてレベル5以下の罰金
もしくはその両方
- (3) 12条もしくは13条に違反した者には、即決裁判によりこれらの各項による規定により定められた懲役もしくは罰金を科す
- (4) この法律に違反した者には即決裁判により以下の罰則を科す
 - (a) 51週以下の懲役
 - (b) 標準尺度においてレベル4以下の罰金

33条 停止

- (1) 4条、5条、6条(1)及び(2)、7条、8条、9条に違反した者がその動物の飼い主である場合、有罪判決が出される前もしくは出されたときに、その他の対処方法にかわり、もしくはその他の対処方法に加えて、裁判所は動物の飼育を停止して動物を処分するように命令できる
- (2) 動物の飼い主が34条(2)に規定された資格剥奪をされており34条(9)に違反した場合、有罪判決が出される前もしくは出されたときに、その他の対処方法にかわり、もしくはその他の対処方法に加えて、裁判所は動物の飼育を停止して動物を処分するように命令できる
- (3)(1)もしくは(2)の対象となった動物に子どもがいる場合、命令は対象者の子どもの飼育の停止と動物の処分を含むことができる

34条 資格剥奪

- (1) 本項が適用される違反をした者に対して、有罪判決が出される前もしくは出されたときに、その他の対処方法にかわり、もしくはその他の対

処方法に加えて、裁判所は(2)から(4)の一つ以上の規定のもと適切と思われる期間に及ぶ資格剥奪の命令をすることができる

- (2) 本項による資格剥奪は、以下のことを行う資格を剥奪するものである
 - (a) 動物を所有する資格、
 - (b) 動物を飼育する資格、
 - (c) 動物の飼育に参加する資格そして
 - (d) 動物の飼育方法を管理するもしくはそれに影響を及ぼす組織に参加する資格
- (3) 本項による資格剥奪は、動物の取引を行う資格を剥奪するものである
- (4) 本項による資格剥奪は、以下のことを行う資格を剥奪するものである
 - (a) 動物の輸送する資格そして
 - (b) 動物の輸送の手配を行う資格
- (5) (2), (3), (4) による資格剥奪は、動物全体に対して行うこともできるし、一つもしくは数種類の動物に対して行うこともできる
- (6) (1) に規定された命令を行った裁判所は、43条(1)に規定された命令終結の申請を行うことができない期間を定めることができる

35 条 資格剥奪に関連した動物の押収

- (1) 以下の場合、資格剥奪に従わずに所有もしくは飼育する動物全てを押収する命令をすることができる
 - (a) 裁判所が 34 条(1)に規定された命令をする
 - (b) 命令の対象者が命令による資格剥奪に従わず動物を所有もしくは飼育していると思われる
- (2) 動物の飼い主が 34 条(2)に規定された資格剥奪をされており 34(9)に違反した場合、有罪判決が出される前もしくは出されたときに、その他の対処方法にかわり、もしくはその他の対処方法に加えて、裁判所は、資格剥奪に従わずに所有するもしくは飼育している動物全てを押収を命令することができる
- (3) 資格剥奪をされた者により所有されている動物に関しては、(1)もしくは(2)による命令は動物の処理を命令するものとなる
- (4)(1)もしくは(2)による命令が実行されて押収さ

れた動物で、資格を剥奪された者に所有されていないものは、適切な裁判所の命令に基づき対処される